

東大和市緑の基本計画改定  
中間とりまとめ（案）

平成30年2月  
東大和市



# 目次

<b>第1章 緑の基本計画とは</b>	
1. 緑の基本計画について	1
2. 東大和市の緑の基本計画について	1
<b>第2章 東大和市緑の基本計画改定の考え方</b>	
1. 東大和市緑の基本計画改定の主旨	5
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の目標年次	6
4. 計画が対象とする緑と水	6
5. 緑と水を取り巻く環境の変化	7
<b>第3章 東大和市の緑と水の現況</b>	
1. 東大和市の緑と水の現況	10
<b>第4章 施策の取組み状況</b>	
1. 施策の取組み状況調査の概要	23
2. 施策の取組み状況	23
<b>第5章 緑と水に関する市民の意識やニーズ</b>	
1. 緑と水に関するアンケート調査の概要	25
2. 市民ニーズから見た緑と水	26
3. 東大和市緑の基本計画改定懇談会の概要	41
4. 懇談会の意見から見た緑と水	42
<b>第6章 緑と水の課題の整理</b>	
<b>第7章 改定の方向性</b>	
1. 緑と水の将来像	
2. 取組み方針	
3. 指標及び目標値	
<b>第8章 改定スケジュール</b>	



# 第1章 緑の基本計画とは

## 1. 緑の基本計画について

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき、市町村（特別区を含む）がその区域内における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペースに関する総合的計画です。

### <緑の基本計画が対象としている緑地>

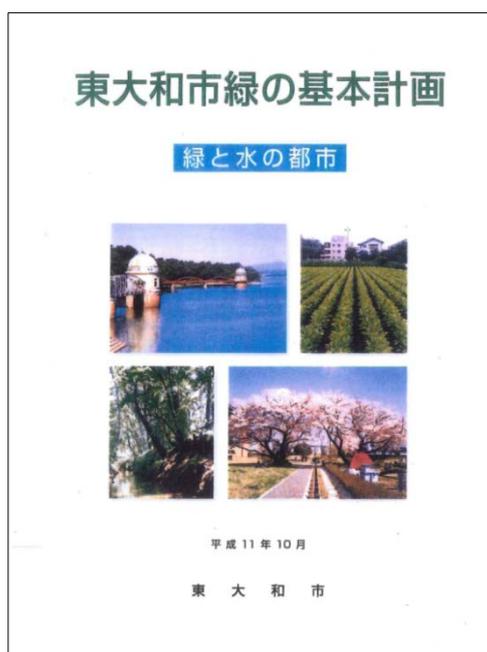
都市において「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が単独で、若しくは一体となって、又はこれらが隣接している土地がこれらと一体となって良好な自然環境を形成しているもの」

出典：都市緑地法運用指針（平成16年）

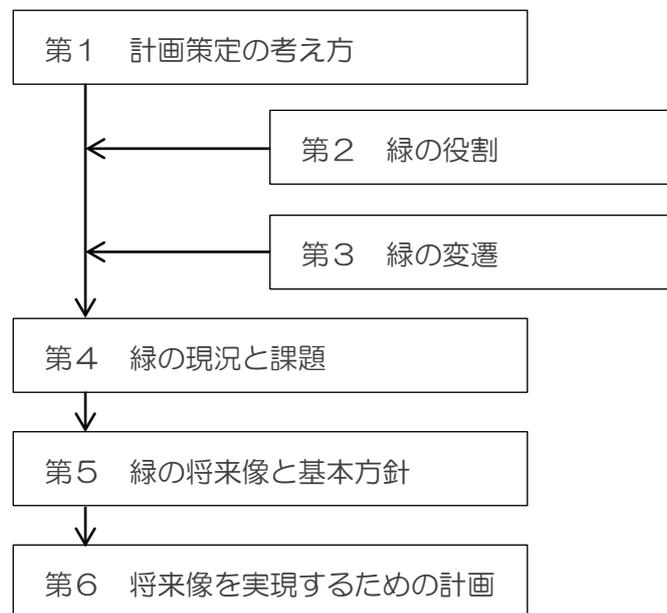
## 2. 東大和市緑の基本計画について

東大和市では、平成11年に、狭山丘陵をはじめとする樹林地や農地の緑を保全するとともに、将来にわたって緑の創出を推進することにより、緑豊かで快適な都市環境を創造していくために「東大和市緑の基本計画」を市民参加で策定しました。

### (1) 東大和市緑の基本計画(平成11年)の概要



### <計画の構成>



#### ① 計画の位置づけ

本計画は東大和市都市マスタープランの「緑と水の都市づくり」に関する詳細計画です。

#### ② 計画の目標年次

東大和市都市マスタープランとの整合を図るため、平成30年としています。

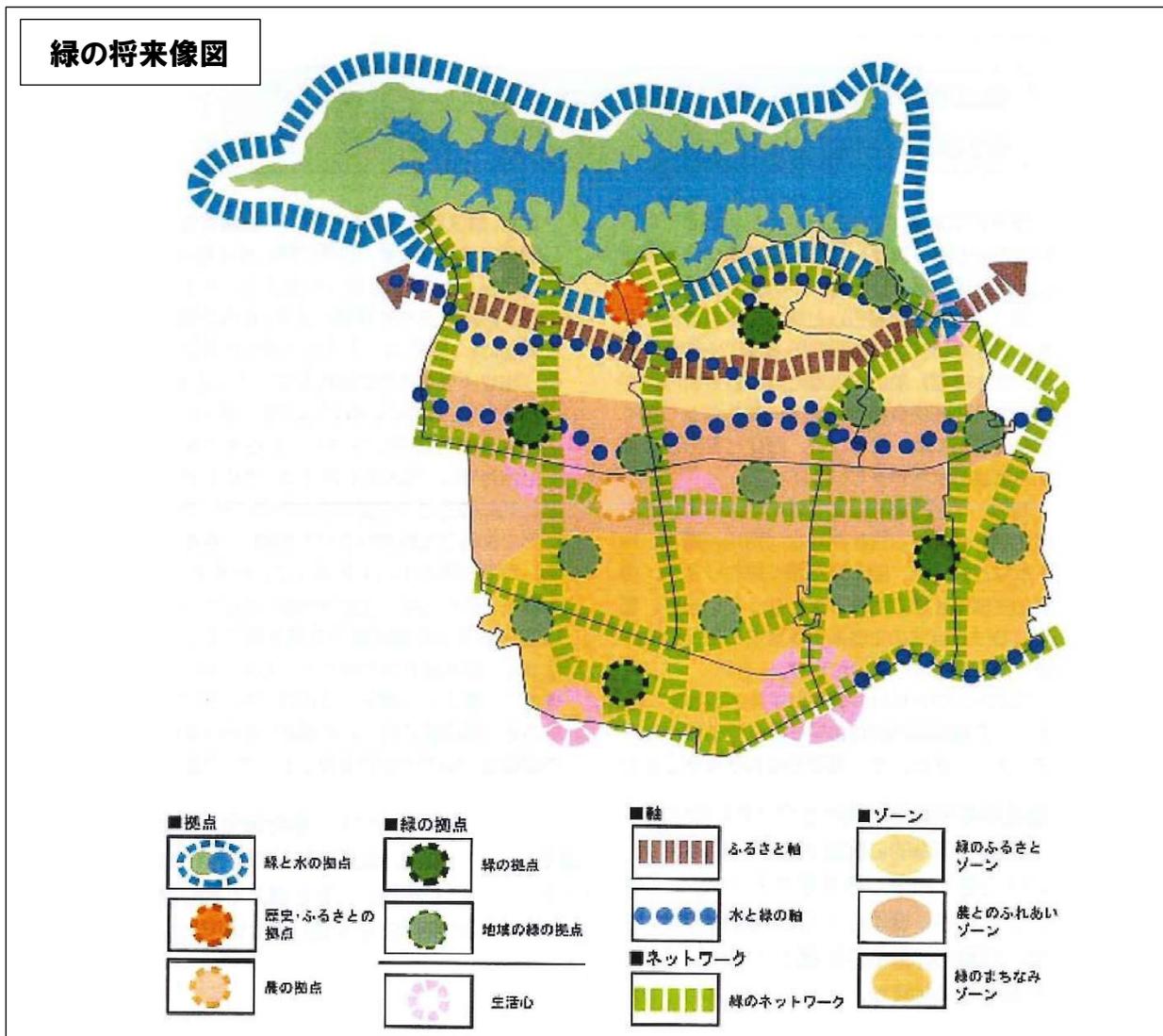
#### ③ 計画の基本理念

狭山丘陵の自然と歴史に育まれた緑と水を守り、市民・企業・行政の協働により、うるおいと安らぎのあるまちを創ります。

第1章 緑の基本計画とは

④ 緑の将来像

「緑と水の都市」



出典：東大和市緑の基本計画（平成11年）

■拠点

狭山丘陵の「緑と水の拠点」、「歴史・ふるさとの拠点」、「農の拠点」を位置づけます。

■緑の拠点

4つの主な都市公園を「緑の拠点」、地域の拠点となる公園・緑地を「地域の緑の拠点」と位置づけます。

■軸

青梅街道・都道128号線を「ふるさと軸」、空堀川、奈良橋川、前川、野火止用水を「水と緑の軸」とします。

■ネットワーク

拠点を相互に結び市全体の緑のネットワークとします。

■ゾーン

青梅街道・都道128号線を中心とする地域を「緑のふるさとゾーン」、武蔵野地の農地が多く残っている地域を「農とのふれあいゾーン」、市南部の緑被率の比較的低い地域を「緑のまちなみゾーン」と位置づけます。

⑤ 緑の基本方針及び将来像を実現するための計画

東大和市の緑の将来像の実現に向けて、取り組むべき緑地の保全及び緑化について、4つの基本方針と6つのテーマ及び取り組むべき施策を定めています。

基本方針	テーマ	施策の方針	施策
<b>基本方針1</b> ふるさとの 緑と水を まもる	昔からの自然の骨格の継承	1. 狭山丘陵の緑の保全・活用	(1) 狭山丘陵の緑の計画的な保全 (2) 狭山丘陵の生態系の保全・回復 (3) 林間レクリエーションとしての活用
		2. 水辺の保全・活用	(1) 水辺空間の整備と活用 (2) 湧水の保全と活用
	暮らしと歴史に育まれた緑の保全・継承	3. 農地の保全・活用	(1) 農地の保全 (2) 農地とまちづくり
		4. 樹林地の保全	(1) 樹林・樹木の保全 (2) 歴史・暮らしと一体となった緑の保全
<b>基本方針2</b> 緑の拠点と ネットワーク をつくる	市全体と地域の特性をいかした新しい緑の構造の創出	1. 公園緑地の体系的な配置	(1) 公園緑地の配置計画 (2) 系統別の公園緑地の配置方針 (3) 緑地の確保目標
		2. 市民ニーズに合った公園整備	(1) 特色ある公園づくり (2) 身近な公園づくり (3) 安心・安全な公園づくり
	これまでの緑の資源と新しい緑をつなぐ効果的なネットワークの創出	3. 緑によるネットワークの形成	(1) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成 (2) 歩行者・自転車道の体系的整備 (3) 視覚的ネットワークの形成 (4) 生態的なネットワークの創出
<b>基本方針3</b> 緑あふれる まちをつくる	緑によるまちの個性と彩りの創出	1. 公共空間の緑化	(1) 公園の緑化 (2) 道路の緑化 (3) 公共公益施設の緑化 (4) 生活心の緑による顔づくり (5) 公共事業用地の緑化
		2. 民有地の緑化	(1) 住宅地の緑化 (2) 工場等の緑化 (3) 商店街の緑化 (4) 駐車場の緑化 (5) 保存生垣の指定制度の充実 (6) 緑化指導等
	3. 緑のリサイクル	(1) 緑のリサイクルシステムづくり	
	4. 緑化推進重点地区	(1) 上北駅周辺地区・立野一丁目地区	
<b>基本方針4</b> 市民・企業・ 行政の協働	市民・企業・行政の有機的な連携による緑地の保全・活用・創出	1. 緑化のしくみづくり	(1) 公園緑地等の計画、整備、管理 (1) ボランティア育成 (2) 市民団体への支援 (3) みどりの推進委員 (4) 苗木等の配布 (5) 講習会や園芸教室の実施 (6) 情報ガイドセンターの設置 (7) 緑化基金
		2. 緑化の支援体制づくり	(1) イベントの開催 (2) ガイドブック等の作成 (3) 緑の調査・教育
	3. 緑の普及・啓発		

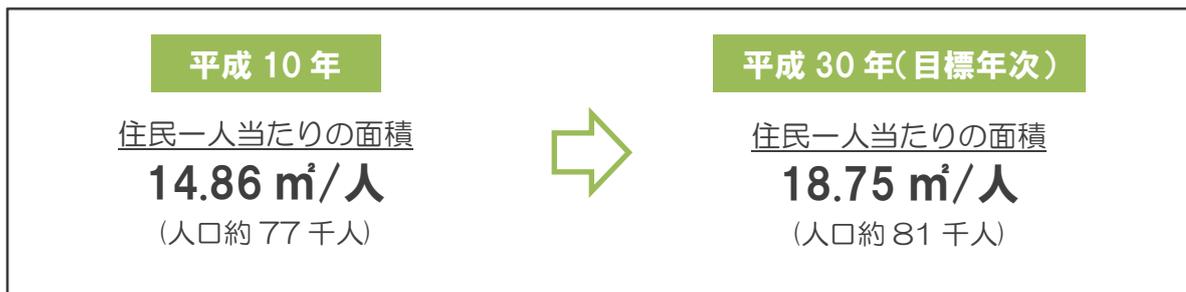
## 第1章 緑の基本計画とは

### (2) 東大和市緑の基本計画(平成11年)の緑の確保目標量

緑の将来像、基本方針を踏まえ、公園緑地等の都市施設とする緑地<sup>※1</sup>の確保目標量を定めています。

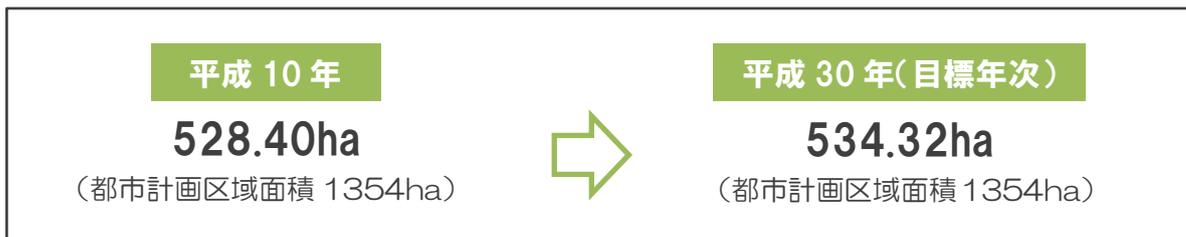
また、公園緑地等の都市施設とする緑地、風致地区や生産緑地地区等の制度上安定した緑地<sup>※2</sup>及び社寺境内地や企業グラウンド等の社会通念上安定した緑地<sup>※3</sup>を合わせた緑地の確保目標量を定めています。

#### 公園緑地等の都市施設とする緑地<sup>※1</sup>の確保目標量



#### 緑地の確保目標量

(公園緑地等の都市施設とする緑地<sup>※1</sup>、制度上安定した緑地<sup>※2</sup>、社会通念上安定した緑地<sup>※3</sup>)



#### ※1 公園緑地等の都市施設とする緑地

- ・都市計画法等で区域を定め公園緑地等の都市施設とする緑地
- ・土地の持続性が担保された緑地



上仲原公園(総合公園)

#### ※2 制度上安定した緑地

- ・生産緑地地区や風致地区、自然公園等のように地区を指定して保全を図る緑地
- ・区域内での土地利用や樹木の伐採等に制限があるため、緑地としての持続性が一定程度担保されている緑地



生産緑地地区

#### ※3 社会通念上安定した緑地

- ・社寺境内地や企業グラウンド等
- ・社会通念に照らして一定の持続性が期待できる緑地



雲性寺

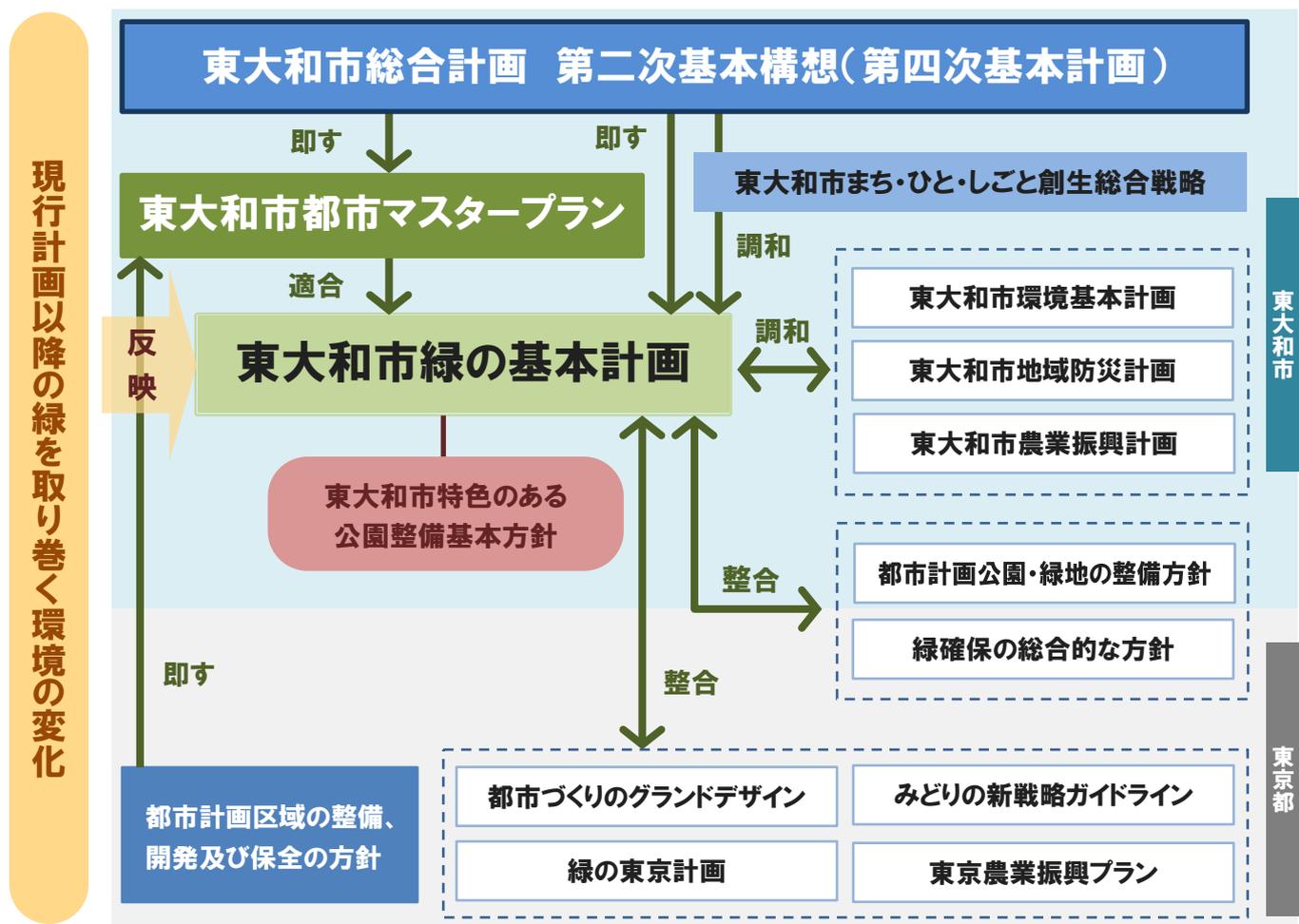
## 第2章 東大和市緑の基本計画改定の考え方

### 1. 東大和市緑の基本計画改定の主旨

- ①平成 11 年に策定した「東大和市緑の基本計画」の計画期間満了にともなう改定です。
- ②上位計画にあたる「東大和市総合計画(基本構想及び基本計画)」及び「東大和市都市マスタープラン」の改定、その他関連計画の策定・改定を踏まえた改定が必要です。
- ③策定から 18 年が経過し、本市の緑と水を取り巻く環境、市民ニーズ等の変化に対応した改定が必要です。
- ④上記の点に加えて、平成 11 年に策定した計画の施策進捗状況を踏まえて、新しい目標値の設定、基本方針や具体的施策の見直しなどを行います。

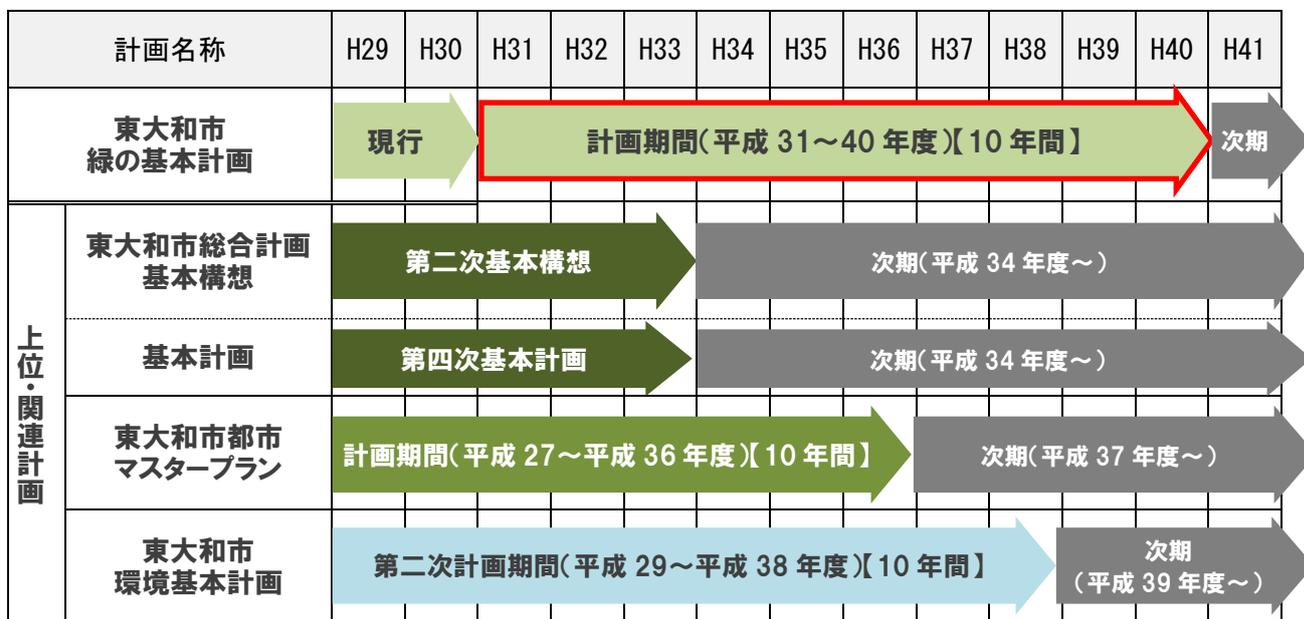
### 2. 計画の位置づけ

本計画は、「東大和市総合計画」に即し、また「東大和市都市マスタープラン」に適合させ、東京都の各上位計画や東大和市の各種関連計画と整合のとれた内容とします。



### 3. 計画の目標年次

本計画の目標年次は、「東大和市都市マスタープラン」及び関連計画として本計画が調和を図るべき「東大和市環境基本計画」の計画期間（10年間）と整合を図り、平成31～平成40年度に設定します。ただし、社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとしします。



### 4. 計画が対象とする緑と水

本計画では、樹林地、草地、水辺（河川、用水路、湧水等）や農地、公園等の他、街路樹や住宅地内の緑（庭、屋上緑化等）、駅前の緑等を含んだものを総称して「緑と水」と呼びます。



## 5. 緑と水を取り巻く環境の変化

計画改定において踏まえるべき、平成 11 年の計画策定以降の東大和市の緑と水を取り巻く法制度や社会環境の変化を下記に整理します。

### (1) 緑に関する諸制度の充実

都市緑地法等の一部の改正により、官民連携によって都市における緑地の保全・活用や緑化、さらには、都市公園等の整備や維持管理を一層推進するための規制緩和や取組み支援等の制度の充実が図られています。

法律名		都市緑地保全法等の一部を改正する法律	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成 16 年 2 月
整合 ・ 調整 事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地を保全するための制度や緑化を促進するための制度、地域住民の緑地管理への参加を容易にする制度の創設</li> <li>・ 民間施設等の上部空間での公園整備を可能にする制度、借地公園の整備を推進する制度の改正</li> </ul>		
法律名		都市緑地法等の一部を改正する法律	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成 29 年 6 月
整合 ・ 調整 事項	方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑の基本計画に記載することが望ましい事項として、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」に関する事項の追加</li> </ul>		
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園施設の整備や管理運営に民間の資金と知見を活用する制度の創設、保育所その他の社会福祉施設を占用施設として認める制度の改正</li> <li>・ 生産緑地地区の面積要件の引き下げ、生産緑地地区における建築規制の緩和</li> <li>・ 土地所有者の協力の下、NPO 法人や企業等の民間主体が設置管理者として空き地等を公園的な空間に整備・公開する制度の改正</li> </ul>		

### (2) 地球温暖化・都市のヒートアイランド化の対策における緑への期待

地球温暖化や都市のヒートアイランド化に対する自治体や住民等の取組みを推進するための基本方針及び実施すべき具体的施策が示され、都市における緑地への期待が高まっています。

計画名		ヒートアイランド対策大綱	策定主体	環境省
			改正年月	平成 25 年 5 月
整合 ・ 調整 事項	方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ヒートアイランド対策の推進（目標）】</li> <li>・ 地表面被覆の改善</li> <li>・ 水と緑のネットワーク形成の推進</li> </ul>		
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ヒートアイランド対策の推進（具体的施策）】</li> <li>・ 民間・公共空間の緑化等の推進、水の活用による対策の推進、自然的環境の保全・再生・創出、近郊緑地保全制度における新たな区域指定等</li> </ul>		
計画名		第三次東大和市地球温暖化対策実行計画	策定主体	東大和市
			改正年月	平成 29 年 3 月
整合 ・ 調整 事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上や壁面の緑化の実施</li> <li>・ 所管する樹木の剪定枝は堆肥等として活用</li> </ul>		

## 第2章 東大和市緑の基本計画改定の考え方

### (3) 生物多様性の確保に対する意識の高まり

国は都市部における生物多様性の確保の重要性を踏まえ、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定を促進する指針を示す等、生物多様性の確保の意識が高まっています。

計画名		緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項	策定主体	国土交通省
			改正年月	平成 23 年 10 月
整合・調整事項	方針	・ エコロジカルネットワークの形成		
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地管理機構制度や管理協定制制度等の緑地を適正に管理する制度の活用を図る</li> <li>・ 中核地区の設定においては動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園等として位置づけ、緑地の保全・活用・管理を図る</li> <li>・ 緑の少ない市街地においては緑化地域指定等により一定規模以上の建築物の敷地に対する緑化を図る</li> </ul>		

### (4) 防災まちづくりに対する意識の高まり

東日本大震災をはじめとした大規模災害の発生により、防災意識が高まり、避難場所や災害復旧拠点としての公園・緑地の役割が期待されています。

計画名		東大和市地域防災計画	策定主体	東大和市
			改正年月	平成 25 年 3 月修正
整合・調整事項	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園等の整備</li> <li>・ 緑地・農地の保全</li> <li>・ オープンスペースの把握と活用</li> </ul>		

### (5) 観光まちづくりの気運の高まり

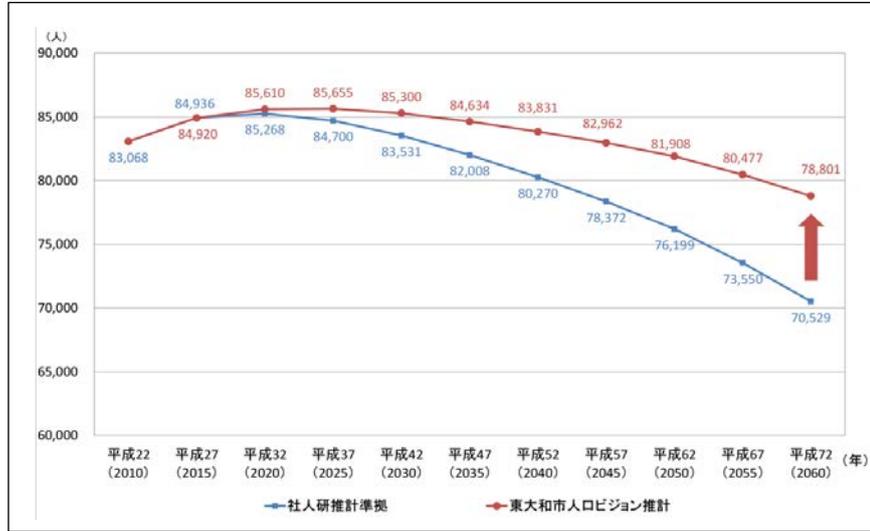
「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年）」では、地域資源の発掘や活用により交流人口の増加を目指しているほか、「東大和市都市マスタープラン（改定）（平成 27 年）」では、東大和市の緑と水の環境を「市民及び来訪者の観光・レクリエーションの場としても積極的に活用する」方向性を示しており、観光まちづくりへの期待が高まっています。

計画名		東大和市都市マスタープラン（改定）	策定主体	東大和市
			改正年月	平成 27 年 3 月
整合・調整事項	施策	<b>【緑と水の都市づくり】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多摩湖一帯を含め観光・レクリエーションの場として活用されるよう整備・充実を検討する</li> <li>・ 市民農園・観光農園等に活用できるよう検討を進める</li> </ul>		
計画名		東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略	策定主体	東大和市
			改正年月	平成 27 年 10 月
整合・調整事項	方針	<b>【地域資源の発掘・活用】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市の魅力再発見と地域資源の発掘促進、観光資源の活用</li> </ul> <b>【観光情報発信事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、観光客に向けた観光資源や特産品等に関する情報発信</li> </ul>		
	施策	<b>【観光情報発信事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光マップによる情報発信</li> <li>・ ウォーキングマップによる情報発信</li> </ul>		

第2章 東大和市緑の基本計画改定の考え方

(6) 人口減少社会への対応

「東大和市人口ビジョン（平成27年）」では、平成37年から市の人口が減少局面に入ると推計しており、人口減少社会に対応した環境づくり等が必要となっています。

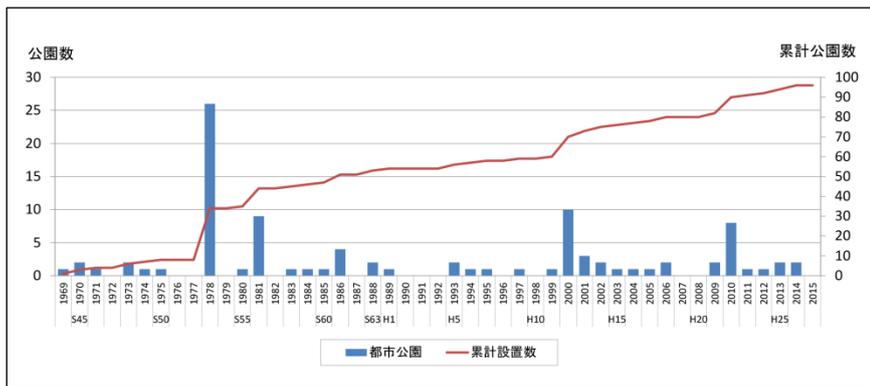


人口の将来展望

出典：東大和市人口ビジョン（平成27年）

(7) 公共施設の維持管理費の増大

公共施設の維持管理費の増大等を踏まえ、公共施設等の中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化、公共施設等の最適化を実現するため、東大和市では「公共施設等総合管理計画（平成29年）」や「公園施設長寿命化計画（平成26年）」を策定しており、厳しい財政運営の中での効率的・効果的な取組みが必要となっています。



都市公園の整備状況（開設年の推移）

出典：東大和市公共施設等総合管理計画（平成29年）

(8) 緑と水を取り巻く環境の変化(まとめ)

- ・人口減少や公共施設の維持管理費の増大などへの対応が求められている中で、都市緑地法等の改正など緑に関係する諸制度の充実では、官民連携の促進の方向性が示されており、市民・企業・行政の協働の重要性が一層高まっています。
- ・緑と水に求められる役割として、地球温暖化やヒートアイランド化の緩和、生物多様性の確保など環境保全への要請が高まっているほか、防災まちづくりや観光まちづくりへの貢献も求められています。

## 第3章 東大和市の緑と水の現況

### 1. 東大和市の緑と水の現況

緑と水には、都市計画法等で区域を定めて、公園緑地等の都市施設とする緑地、生産緑地地区や風致地区、河川区域等のように地区を指定して保全を図る制度上安定した緑地、社寺境内地や企業グラウンド等の持続性が期待できる社会通念上安定した緑地、多摩湖や野火止用水等の水環境、道路の街路樹、保存樹木や保存生垣等の民有地の緑等、様々なものがあります。また、緑と水に密接に関係し、相互に機能する景観・レクリエーション資源があります。平成 29 年現在の緑と水の現況は下記のとおりです。

#### (1) 公園緑地等の都市施設とする緑地の変化

##### ■公園

公園は、市民の利用範囲を考慮し、また利用目的に応じて、種類毎に分類されています。

- 平成 29 年現在の公園数は、都市計画決定されている街区公園が平成 10 年から3箇所増加しています。また、運動公園（都立東大和南公園）が一部拡張され、0.87ha 増加しています。そのほか、条例で設置している都市公園は 33 箇所増加、こども広場は5箇所減少し、2箇所増加しています。
- ただし、都市計画公園については、都市計画決定したものの未整備・未供用の公園があり、特に、近隣公園は、新海道公園の一部が整備・供用されているのみで、区域の一部が宅地化されている公園もあります。
- 平成 29 年の街区公園等及び近隣公園の配置を誘致距離によって示すと、市の中央部や南部、東部で公園が充足されていない地域がみられます。また、誘致距離が重複している公園もみられます。

##### ■緑地

狭山緑地、東大和緑地、東大和狭山緑地、東大和芋窪緑地の4箇所が都市計画決定されています。また、平成 11 年に策定した「東大和市緑の基本計画」では、狭山緑地(330.2ha)を「広域公園」に位置づけています。

- 平成 10 年の都市計画緑地の面積は、49.8ha でした。平成 29 年現在は、東大和緑地（都立東大和公園）が一部拡張され、1.2ha 増加しています。

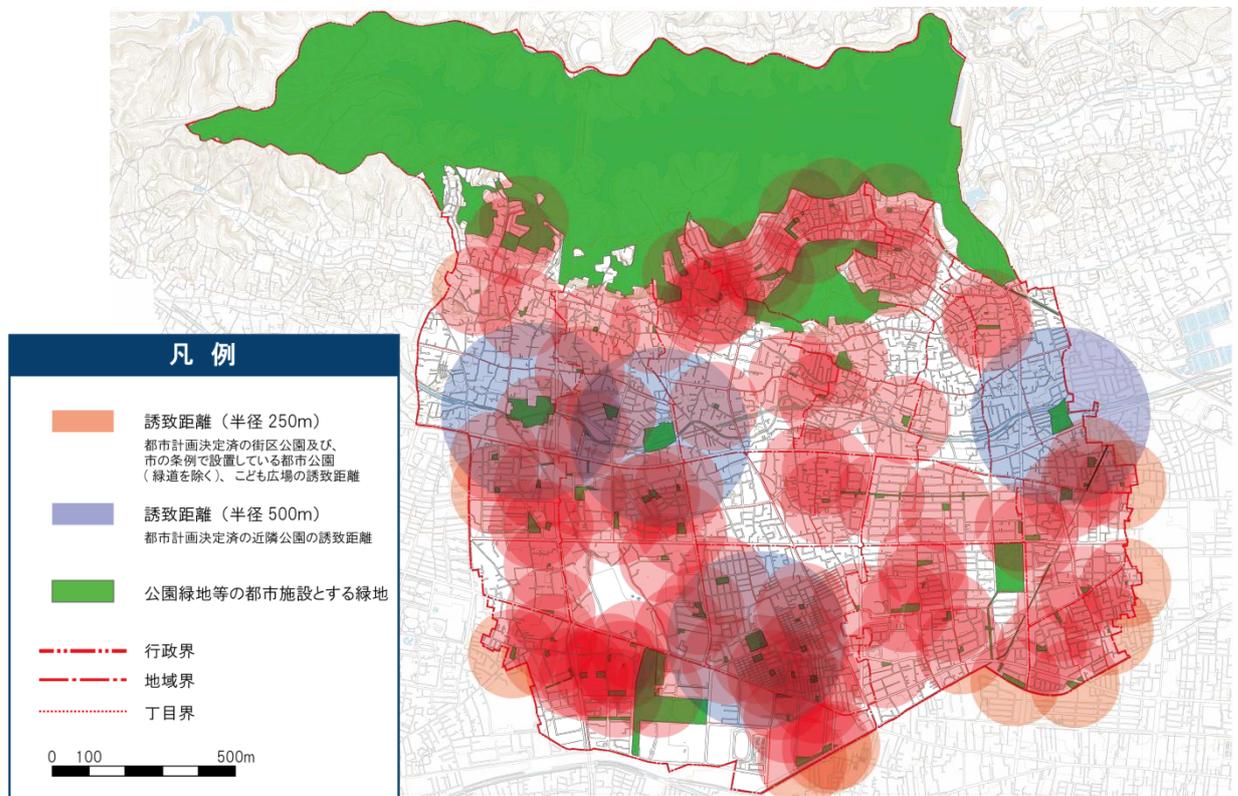
#### 【公園緑地等の都市施設とする緑地の変化】

種類		種別	平成 10 年	平成 29 年
都市計画公園	基幹公園	街区公園	13 箇所 (3.42ha)	<b>16 箇所 (4.08ha)</b>
		近隣公園	4 箇所 (7.90ha)	4 箇所 (7.90ha)
		地区公園	0 箇所 (0.00ha)	0 箇所 (0.00ha)
	公園基都市	総合公園	1 箇所 (4.30ha)	1 箇所 (4.30ha)
		運動公園	1 箇所 (9.00ha)	1 箇所 ( <b>9.87ha</b> )
	広域公園			1 箇所 (330.20ha)
都市計画緑地			3 箇所 (49.80ha)	3 箇所 ( <b>51.00ha</b> )
都市公園			67 箇所 (66.66ha)	<b>100 箇所 (69.16ha)</b>
条例等の公園（こども広場）			21 箇所 (2.41ha)	<b>18 箇所 (2.36ha)</b>

※都市計画公園・緑地は、都市計画決定の箇所数・面積を記載しているため、供用箇所数・面積と異なります。  
 ※上記のほか、各施設の区域に重複があるため箇所数・面積を合計しても、供用箇所数・面積とは異なります。

【都市公園の種類】

種類	種別	公園の内容	東大和の公園（例）	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 (誘致距離 250m)	二ツ池公園
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 (誘致距離 500m)	新海道公園
		地区公園	主として徒歩圏内に住居する者の利用に供することを目的とする公園 (誘致距離 1,000m)	なし
	都市基幹公園	総合公園	都市住民の休息、散歩等総合的な利用に供することを目的とする公園 (市域に1箇所以上)	上仲原公園
		運動公園	都市住民の主として運動に供することを目的とする公園 (市域に1箇所以上)	東大和南公園



街区公園等及び近隣公園の誘致距離図（平成 29 年）

※上図における街区公園等とは、都市計画決定されている街区公園、条例で設置している都市公園（緑道を除く）及びこども広場を示します。



二ツ池公園（街区公園）

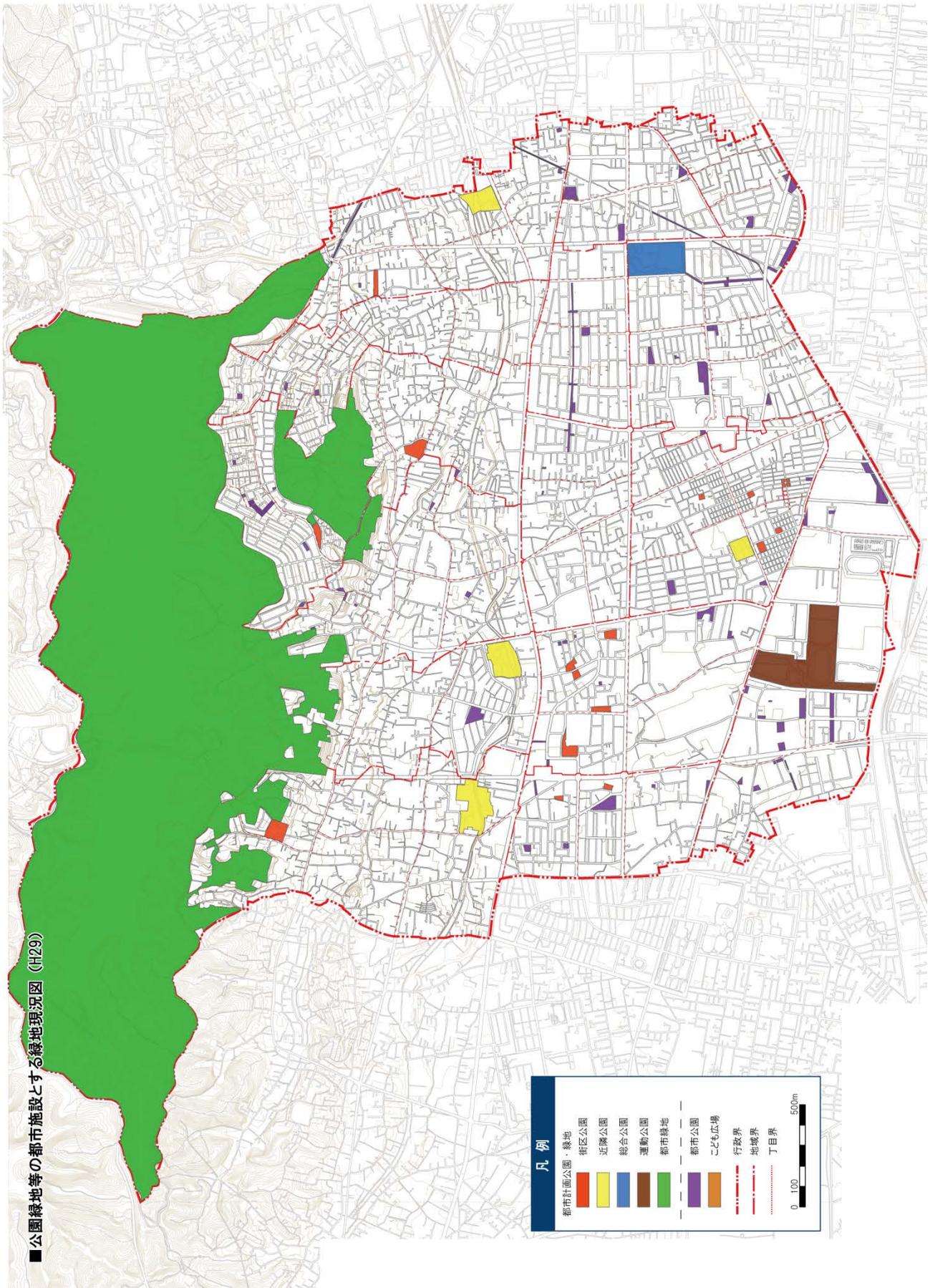


東大和狭山緑地（都市計画緑地）



下立野林間こども広場（こども広場）

### 第3章 東大和市の緑と水の現況



**(2) 制度上安定した緑地の変化****■公共空地**

公共空地として、団地内等の公園緑地、東大和市 Rond桜が丘フィールド、ゲートボール場、歩行者専用道路等があります。

- 平成10年の公共空地の数は、15箇所(9.67ha)でした。平成29年現在は、箇所数は変化ありませんが、大規模団地の建て替えによって、1.13haに面積が増加しています。

**■生産緑地地区**

農林業と調和した良好な都市環境を確保することを目的として、市街化区域内の農地を都市計画法に基づき生産緑地地区に指定しています。

- 平成10年の生産緑地地区の指定数は、226箇所(59.27ha)でした。平成29年現在は、宅地等への転用等により、200箇所(44.63ha)と大きく減少しています。

**■風致地区**

都市における自然的景観や風致を維持することを目的として、風致地区が都市計画法により指定されています。東大和市では廻田風致地区が湖畔地区を中心に指定されており、区域内の木竹の伐採や土地の形状変更、建築物の建ぺい率や高さ等が規制されています。

- 平成10年から変化なし

**■自然公園**

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、野外レクリエーション、自然学習等の場として活用することを目的に、近隣の瑞穂町、武蔵村山市及び東村山市にまたがる狭山丘陵が都立狭山自然公園に指定されています。

- 平成10年から変化なし

**■近郊緑地保全区域**

大都市周辺の緑地を保全し、良好な生活環境を確保するとともに無秩序な市街化を防止することを目的として、狭山丘陵を取り込んだ区域341.1haが首都圏近郊緑地保全法により狭山近郊緑地保全区域に指定されています。

- 平成10年から指定区域は変化なし。ただし、一部宅地化によって緑地が減少しています。

**■河川区域**

東大和市内には、空堀川、奈良橋川及び前川の3河川が流れています。また、昭和46年に都市計画河川第2号空堀川が都市計画決定され、現在も東京都が河川の改修整備を進めています。

- 平成10年から変化なし

### 第3章 東大和市の緑と水の現況

#### ■条例等

##### ・保存樹林

市内に残された 1,000 m<sup>2</sup>以上の一団の樹林地を、貴重な緑として保全することを目的として、東大和市みどりの保護・育成に関する条例により指定しています。

- 平成 10 年の保存樹林の指定数は 4 箇所（1.15ha）でした。平成 29 年現在は、3 箇所（0.76ha）に減少しています。

##### ・市民農園

市民が土に親しみ、農業に対する理解と健康的でゆとりのある生活を実現することを目的として、東大和市市民農園条例により東大和ファーマーズセンター等の市民農園を設置しています。

- 平成 10 年の市民農園の数は 5 箇所でした。平成 29 年現在は、2 箇所減少し、新たに立野市民農園が整備されたため、4 箇所となっています。

##### ・その他

野火止用水周辺は、東京都の条例により、野火止用水歴史環境保全地区に指定されています。立川市・東大和市・小平市・東村山市・東久留米市・清瀬市にまたがり、総延長 9.6km、総面積 18.45ha の区域で、そのうちの 1.88ha が東大和市内に位置しています。

- 平成 10 年から変化なし



公共空地（ Rond桜が丘フィールド）



風致地区（湖畔三丁目）



河川区域（空堀川）



条例等  
（野火止用水歴史環境保全地区）

(3) 社会通念上安定した緑地の変化

社会通念上永続性が期待できる緑地として、社寺境内地、墓地、大学や企業のグラウンド等があります。

- 平成10年の社会通念上安定した緑地の数は、10箇所(26.53ha)でした。平成29年現在は、大学や企業のグラウンドが別の用途に利用されたことなどによって、7箇所(17.22ha)に減少しています。



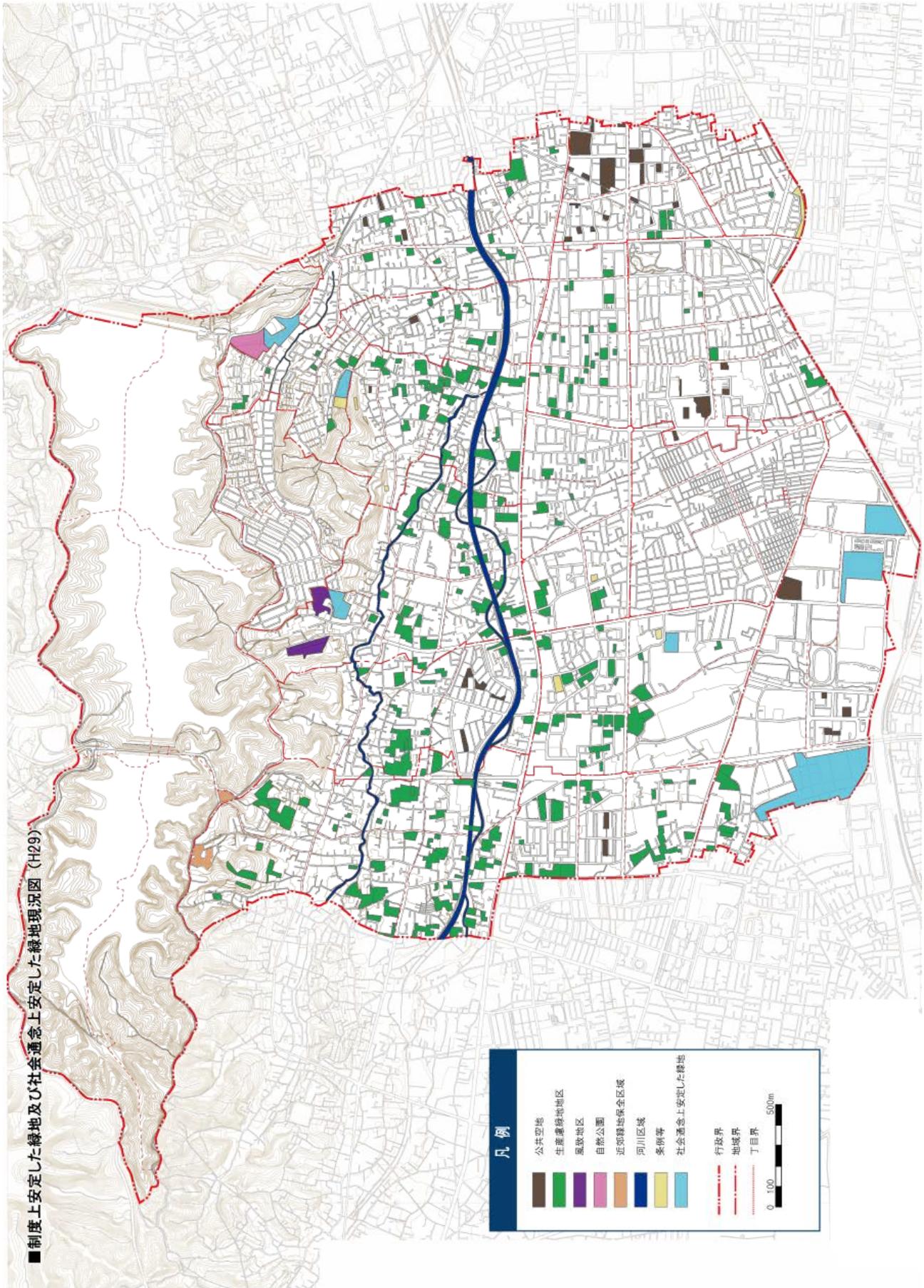
社会通念上安定した緑地  
(警視庁総合訓練施設)

【制度上安定した緑地及び社会通念上安定した緑地の変化】

		平成10年	平成29年
制度上安定した緑地	公共空地	15箇所(9.67ha)	15箇所(10.80ha)
	生産緑地地区	226箇所(59.27ha)	<b>200箇所(44.63ha)</b>
	風致地区	2箇所(47.00ha)	2箇所(47.00ha)
	自然公園	1箇所(444.60ha)	1箇所(444.60ha)
	近郊緑地保全区域	1箇所(341.10ha)	1箇所(341.10ha)
	市街化調整区域農地	1箇所(0.29ha)	1箇所(0.29ha)
	河川区域	3箇所(15.65ha)	3箇所(15.65ha)
	条例等	12箇所(4.76ha)	<b>10箇所(3.22ha)</b>
社会通念上安定した緑地		10箇所(26.53ha)	<b>7箇所(17.22ha)</b>

※「制度上安定した緑地」は、区域に一部重複があります。

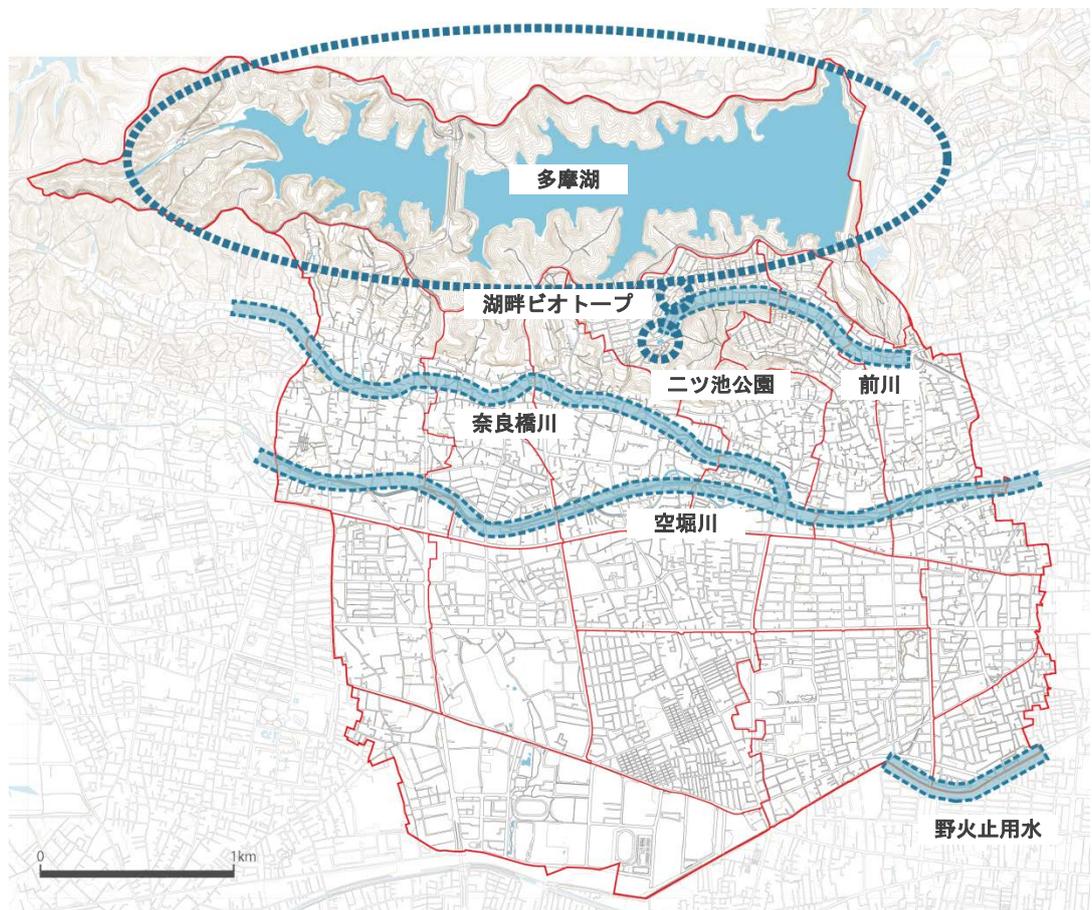
### 第3章 東大和市の緑と水の現況



(4) 緑と水の資源

■水資源

東大和市の水環境には、市を代表する資源である市北部の多摩湖、市街地を横断する空堀川、奈良橋川、前川などの河川や野火止用水などの水辺環境があるほか、前川の源流部にあたる二ツ池公園や湧水を活用した湖畔ビオトープなど多様な水資源に恵まれています。



多摩湖



空堀川



野火止用水

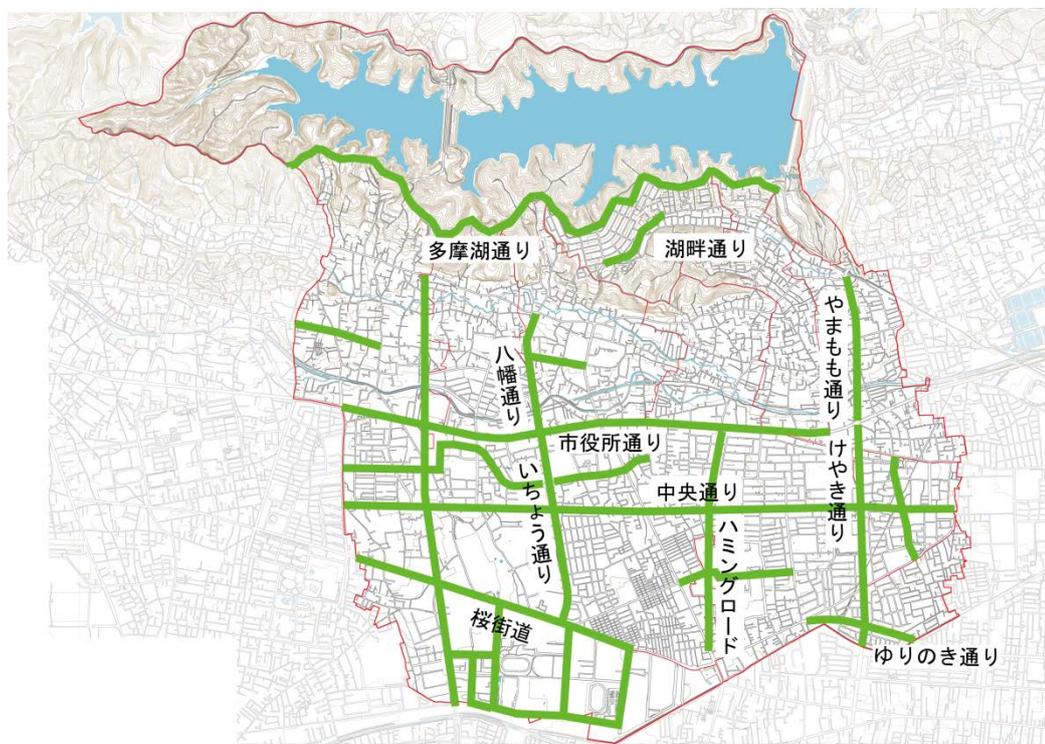


湖畔ビオトープ

■街路樹・道路愛称

市内の幹線道路等には様々な樹種の街路樹が植えられており、街並みに季節感や潤いをもたらしています。

また、市内には市民公募により愛称が付けられた道路が 14 路線ありますが、その中には街路樹の樹種名を冠した路線があり、市民に親しまれています。



市内の主な街路樹と道路愛称



湖畔通り (樹種: サクラ)



やまもも通り (ヤマモモ)



ハミングロード (ハナミズキ)

■保存樹木・保存生垣

東大和市みどりの保護・育成に関する条例に基づき、良好な自然環境の形成に寄与する大系木や生垣を「保存樹木」や「保存生垣」に指定しています。

市では維持管理に要する経費の一部を負担するなど、指定の奨励に努めることとしています。なお、平成 12 年から補助金は凍結しています。



保存生垣(狭山四丁目)

■農地(農業体験農園)

法律に基づいて指定される生産緑地地区や条例に基づいて設置する市民農園の他、市内には交流の場となる「学校農園」や「農業体験農園」があります。ただし、平成29年現在は「学校農園」の実施校なしとなっています。



農業体験農園(蔵敷二丁目)

■緑と水をつなぐネットワーク(自転車・歩行者道)

広域的な自転車・歩行者道として、「多摩湖自転車道」や「武蔵野の路(多摩湖コース)」が多摩湖周辺に整備されています。

また、東大和市のウォーキングマップにも多摩湖や野火止用水等の緑と水がコースとして位置づけられています。



武蔵野の路



多摩湖自転車道

■東大和の良好な景観形成に寄与する緑と水(東やまと20景)

残しておきたい景観として市民が選定した「東やまと20景」には、市役所と市民広場や多くの公園、多摩湖や社寺境内地等が選ばれ、緑と水の多い景観になっています。



市役所と市民広場



都立東大和公園



円乗院

(5) 緑と水に関わる活動

■市民参加の取組み

市民と行政が協働して「緑のボランティア」活動を実施し、駅前ロータリー、公園、道路等の美化活動を行っています。また、狭山緑地の雑木林を守り育てる「狭山緑地雑木林の会」や、空堀川のクリーンアップや水質調査等を実施している「空堀川を考える会」等といった環境団体による活動も行われています。



「緑のボランティア」活動風景



「空堀川の清掃」活動風景

■環境市民の集い

毎年5月の第2土曜日から6月11日までを「環境月間」と定め、多くの環境団体や関係行政機関等と連携して、「環境市民の集い」を開催し、多くの市民に環境問題の重要性を啓発しています。

(6) 緑の確保目標量に対する確保状況

平成 11 年に策定した「東大和市緑の基本計画」で設定した公園緑地等の確保目標量に対する平成 29 年現在の確保量は下記のとおりです。

公園緑地等の都市施設とする緑地\*の確保目標量

※都市計画公園、都市計画緑地、都市公園、条例等の公園の緑地の確保目標量



※人口が計画策定時に予想された約 81 千人の場合でも 17.98 m<sup>2</sup>/人で未達成

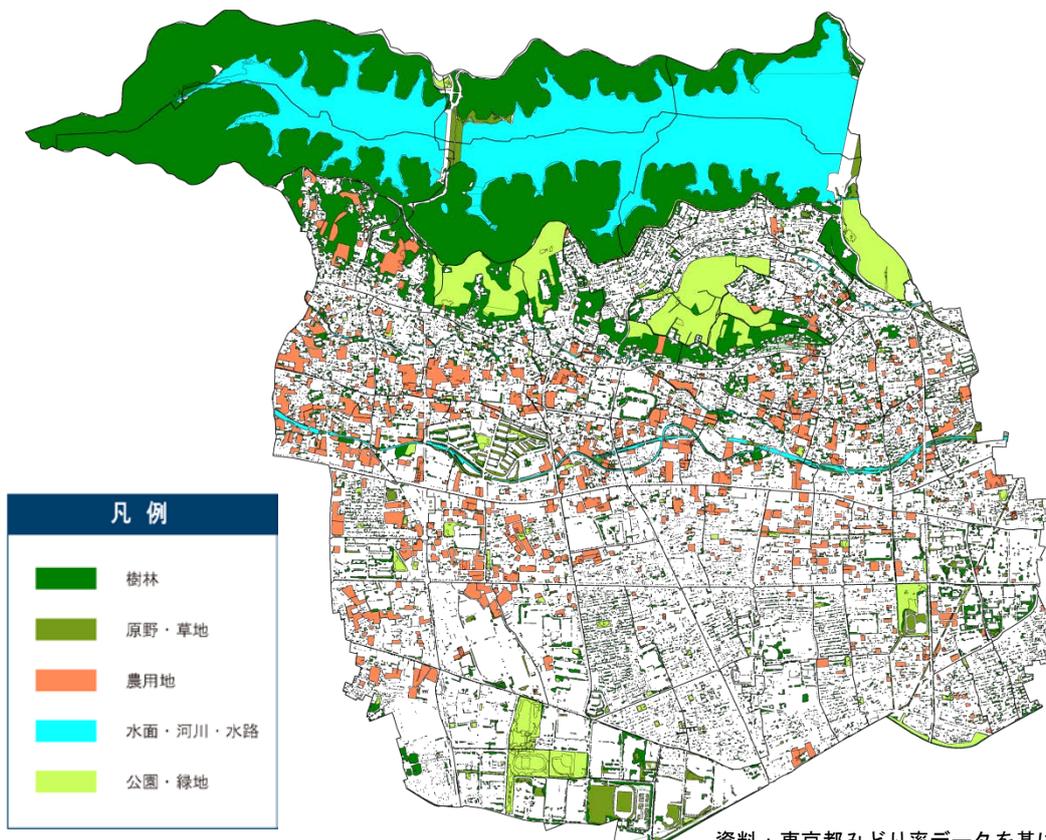
緑地の確保目標量\*

※公園緑地等の都市施設とする緑地、制度上安定した緑地、社会通念上安定した緑地の確保目標量



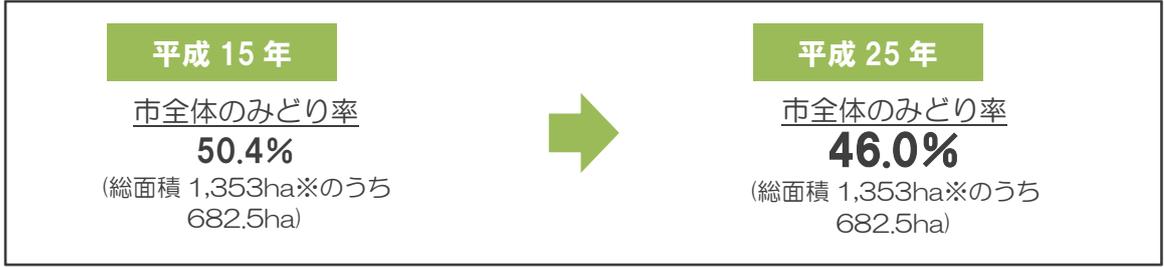
(7) みどり率

みどり率とは、公園、街路樹、樹林地、草地、農地、宅地内の緑、河川、水路等の面積が東大和市全体の面積に占める割合を示します。また、みどり域はそれら緑で覆われた区域の面積を示します。平成 25 年の東大和市の緑に覆われた区域の状況は下記のとおりです。

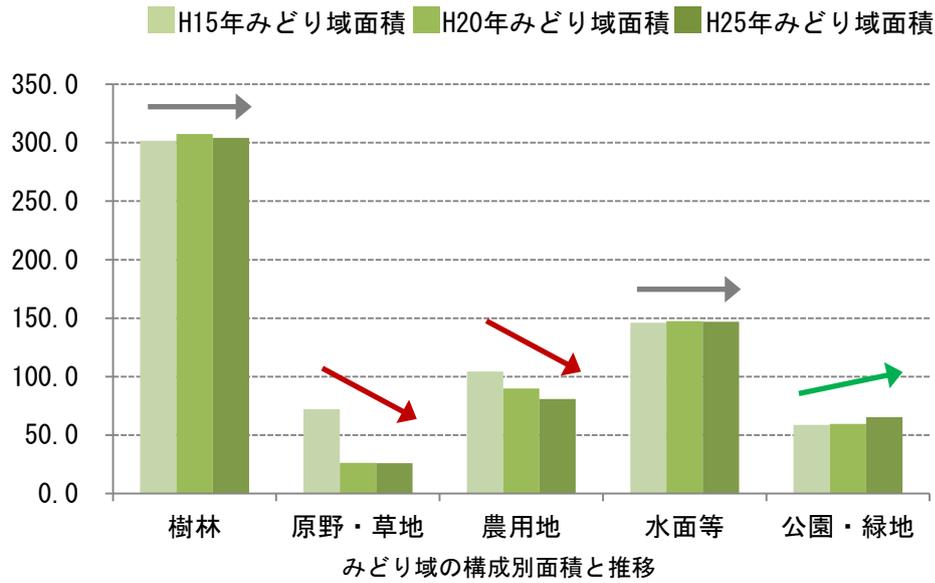


資料：東京都みどり率データを基に市独自集計を行ったものです

東大和市全体のみどり率の変化

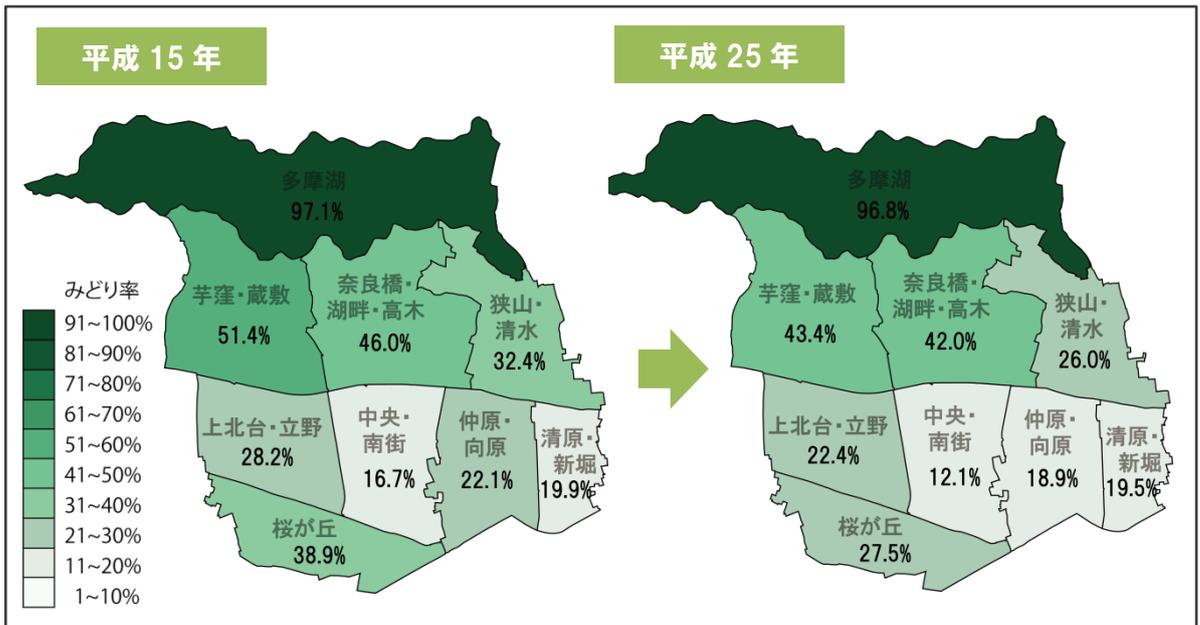


※市域総面積は GIS データによるもので公称値とは異なります。  
資料：東京都みどり率データを基に市独自集計を行ったものです



資料：東京都みどり率データを基に市独自集計を行ったものです

地域別のみどり率の変化



資料：東京都みどり率データを基に市独自集計を行ったものです

(8) 緑と水の現況(まとめ)

【緑と水について】

- 東大和市の緑の現況は、都市公園・都市緑地は増加しています。ただし、都市計画決定したものの未整備・未供用の公園があり、既に公園区域の一部が宅地化されています。また、条例等によって民有地を公開していることも広場は、僅かに減少しています。
- 生産緑地地区は大きく減少しています。また、保存樹林や市民農園も僅かに減少しています。風致地区、自然公園、近郊緑地保全地区、河川区域、野火止用水歴史環境保全地区は指定区域の変更はありませんが、近郊緑地保全区域については、指定区域の一部の緑地が宅地化されています。
- 多くが原野・草地になっている企業や大学等のグラウンドが別の用途に利用されたことによって減少しています。
- 「水環境」としては、市を代表する資源である多摩湖、整備の進む空堀川など市街地を横断する河川や野火止用水などの水辺環境のほか、前川源流部の二ツ池公園や湧水を活用したピオトープなど多様な水資源に恵まれています。
- 道路の街路樹が整備され、市街地にうるおいのある都市景観を創出しています。また、「多摩湖自転車道」や「武蔵野の路」、「東やまと20景」等といった緑と水の資源に恵まれています。
- 市域全体の緑と水は、市北部の狭山丘陵及び多摩湖一帯に偏在している状況にありますが、河川や道路等によるネットワークが徐々に構築されつつあります。
- 現在、条例等による保存樹木・保存生垣の指定の推奨をしていますが、補助金を凍結しており、指定の維持・推進には市の支援策が求められます。
- そのほかに、緑と水を守り、育む取組みとして、市民と協働した美化活動や環境団体による緑と水の保全活動が行われています。

【緑の確保目標量について】

- 住民一人あたりの公園緑地等の都市施設の面積は、平成10年の14.86㎡/人から、平成29年現在17.31㎡/人で、2.45㎡/人で増加していますが、平成30年の目標値には達していません。
- 東大和市内全体の緑地面積は、平成10年の528.40haから、平成29年現在507.71haで、20.7ha減少しており、平成30年の目標値には達していません。
- 緑地の主な減少要因は、社会通念上安定した緑地である企業や大学等のグラウンド（原野・草地）と、制度上安定した緑地である生産緑地地区等（農地）の減少が影響しています。

## 第4章 施策の取組み状況

### 1. 施策の取組み状況調査の概要

緑の将来像の実現に向けて、取組むべきと位置づけた事項の取組み状況等について、担当各課への施策取組み状況調査を行いました。調査結果は下記のとおりです。

### 2. 施策の取組み状況

平成 11 年策定の「東大和市緑の基本計画」では、4 つの基本方針の下に、合計 114 の具体的な取組みを位置づけています。

全ての方針で、約 7 割の取組みを実施しており、一部は完了している取組みもあります。一方、約 3 割の取組みが未実施の状況です。

【全取組み】

取組状況	件数	割合
実施済	7	6%
実施中	80	70%
未実施	27	24%
施策合計	114	100%

基本方針	施策の方針	施策	進捗率		
基本方針 1 ふるさとの 緑と水を まもる	1. 狭山丘陵の緑の保全・活用 2. 水辺の保全・活用 3. 農地の保全・活用 4. 樹林地の保全	(1) 狭山丘陵の緑の計画的な保全 (2) 狭山丘陵の生態系の保全・回復 (3) 林間レクリエーションゾーンとしての活用	取組状況	件数	割合
		(1) 水辺空間の整備と活用 (2) 湧水の保全と活用	実施済	0	0%
		(1) 農地の保全 (2) 農地とまちづくり	実施中	27	71%
		(1) 樹林・樹木の保全 (2) 歴史・暮らしと一体となった緑の保全	未実施	11	29%
			施策合計	38	100%
基本方針 2 緑の拠点と ネットワーク をつくる	1. 公園緑地の体系的な配置 2. 市民ニーズに合った公園整備 3. 緑によるネットワークの形成	(1) 公園緑地の配置計画 (2) 系統別の公園緑地の配置方針 (3) 緑地の確保目標	取組状況	件数	割合
		(1) 特色ある公園づくり (2) 身近な公園づくり (3) 安心・安全な公園づくり	実施済	5	16%
		(1) 狭山丘陵を核とする緑のネットワークの形成 (2) 歩行者・自転車道の体系的整備 (3) 視覚的ネットワークの形成 (4) 生態的なネットワークの創出	実施中	21	66%
			未実施	6	19%
			施策合計	32	100%
基本方針 3 緑あふれる まちをつくる	1. 公共空間の緑化 2. 民有地の緑化 3. 緑のリサイクル 4. 緑化推進重点地区	(1) 公園の緑化 (2) 道路の緑化 (3) 公共公益施設の緑化 (4) 生活心の緑による顔づくり (5) 公共事業用地の緑化	取組状況	件数	割合
		(1) 住宅地の緑化 (2) 工場等の緑化 (3) 商店街の緑化 (4) 駐車場の緑化 (5) 保存生垣の指定制度の充実 (6) 緑化指導等	実施済	1	4%
		(1) 緑のリサイクルシステムづくり	実施中	18	72%
		(1) 上北台駅周辺地区・立野一丁目地区	未実施	6	24%
			施策合計	25	100%
基本方針 4 市民・企業・ 行政の協働	1. 緑化のしくみづくり 2. 緑化の支援体制づくり 3. 緑の普及・啓発	(1) 公園緑地等の計画、整備、管理	取組状況	件数	割合
		(1) ボランティア育成 (2) 市民団体への支援 (3) みどりの推進委員 (4) 苗木等の配布 (5) 講習会や園芸教室の実施 (6) 情報ガイドセンターの設置 (7) 緑化基金	実施済	1	5%
		(1) イベントの開催 (2) ガイドブック等の作成 (3) 緑の調査・教育	実施中	14	74%
			未実施	4	21%
			施策合計	19	100%

## 第4章 施策の取組み状況

### (1) 施策の取組み状況(4つの基本方針)

#### ① ふるさとの緑と水をまもる

狭山丘陵の緑は、各種法規制により保全されており、一部では、市民参加による萌芽更新等の管理や野生動植物の調査、自然観察会等の環境教育活動等が進んでいます。

一方で、各種保全区域の追加指定や保全や活用に関する計画づくり、さらには、レクリエーション機能を強化する施設整備の一部(親水河川化、野草園や観光農園等の整備)については進んでいません。

また、樹林地の保全においては、みどりの保護・育成に関する条例に基づく樹林・樹木の保全が継続的に行われていますが、補助金の凍結を受けて、施策の積極的展開が難しい状況にあります。

#### ② 緑の拠点とネットワークをつくる

都市の基幹的な公園である総合公園、運動公園の整備は完了していますが、公園緑地の体系的な配置は進まず、公園緑地の確保目標も未達成となっています。特に、河川の都市計画緑地指定や条例公園の都市計画公園指定は実施していません。

一方で、市民ニーズに合った公園整備に関しては、「東大和市特色ある公園整備基本方針」を策定する等、具体的な取組みが進んでいます。

また、緑によるネットワーク形成は、道路整備や河川整備に併せて着実に進められており、今後も整備が予定されています。

#### ③ 緑あふれるまちをつくる

公園をはじめとする公共施設の緑化については着実に進んでいますが、季節感の演出等、特色ある緑化については、様々なニーズがある中で、未実施の状況にあります。

また、民有地の緑化は、宅地開発指導要綱や地区計画制度等により進めていますが、「東大和市生垣造成事業補助金交付要綱」等の補助金の凍結を受けて施策の積極的展開が難しい状況にあります。

剪定枝のチップ化や落ち葉の堆肥化等、緑のリサイクルについては進んでいますが、不要樹木のリサイクルに関しては、ニーズも少なくほとんど実施していません。

緑化推進重点地区については、土地区画整理事業区域である上北台駅周辺と立野一丁目指定され、街区公園や市民農園の整備等が進められ、土地区画整理事業も平成30年度までに完成する予定です。

#### ④ 市民・企業・行政の協働

樹林地や河川の保全、公園や道路、駅前広場における花壇整備等、協働による緑化が進められているほか、「東大和市特色ある公園整備基本方針」に基づく計画・整備段階における市民参加も始まっています。

緑化の支援体制については、「緑のボランティア」が活躍している一方で、新たなボランティアの育成が進んでいないほか、条例に位置づけた「みどりの推進委員」が活用されていない状況もみられます。また、緑に関する総合的な情報発信を行う情報ガイドセンターの設置は進んでいません。

一方で、「環境市民の集い」をはじめ、緑の普及・啓発に関わるイベント等の開催は進んでいます。

### (2) 施策の取組み状況(まとめ)

- 平成11年策定の「東大和市緑の基本計画」は、広範な取組みを網羅的に位置づけていることから、約3割の取組みが未実施の状況にあり、今後10年の計画期間で実施すべき取組みの重点化なども必要になります。
- 既に一定の成果を得ている取組みや時代の要請に合致しない取組みがある一方、緑に関係する諸制度の充実など緑と水を取り巻く環境の変化を踏まえた新たな取組みも必要になってきております。

## 第5章 緑と水に関する市民の意識やニーズ

### 1. 緑と水に関するアンケート調査の概要

東大和市の「緑と水」に関する考えや取組み等を把握し、本計画に反映するため、市民を対象としたアンケート調査を行いました。アンケート調査の配布・回収状況は下記のとおりです。

#### (1) 調査方法

項目	内容	
配布対象者	18歳以上の市民	
抽出方法	無作為抽出	
実施時期	平成29年12月～1月	
配布・回収状況	配布数	2,000票
	総回収数	588票（平成30年1月9日時点）
	回収率	29.4%
	内、有効票	588票

#### (2) 調査項目

1.回答者の基本情報について	
1-1	性別
1-2	年齢
1-3	職業
1-4	居住地域
1-5	居住年数（現在の場所に住んでいる年数）
2.市内の緑と水について	
2-1	市内の緑の量について、ここ数年で変化
2-2	緑と水の現状について、量の多少や質（管理状況、景観形成の状況等）への満足度合
3.現在の市の緑と水に関する取組みについて	
3-1	東大和市の「緑の基本計画」の認知度
3-2	緑と水の保全・活用や創出に関する市の取組みの認知度・今後の重要度
4.今後の東大和市の緑と水の望ましい姿について	
4-1	今後、東大和市にどのような緑と水の空間がつけられることが望ましいか
4-2	現在の緑と水に関するボランティア活動の参加状況
4-3	今後、緑と水に関するボランティア活動に参加したいと考えているか
4-4	自身で緑と水を守り、育むための取組み状況
4-5	自身で緑と水を守り、育むために今後、取組みたい、もしくは継続して取組みたいと考えているか
4-6	今後、緑と水にどのような役割を期待していますか
5.緑と水に関する自由意見（評価・要望等）	

## 2. 市民ニーズから見た緑と水

### (1) 緑の量及び緑と水の質について

#### ① 緑の量の変化について

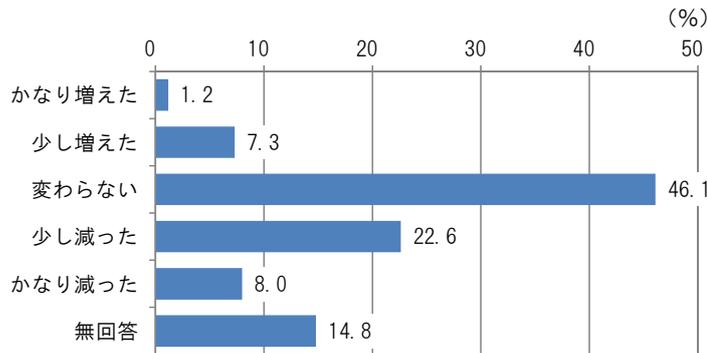
緑の量の変化について、「変わらない(46.1%)」と感じる方が多数を占めるものの、「少し減った」、「かなり減った」を合わせると全体の3割程度を占めます。しかし、「少し増えた」、「かなり増えた」と感じる方も1割弱います。

また、居住年数が短いほど「変わらない」と回答した方が多い一方、居住20年以上の方は4割近くの方が「少し減った」、「かなり減った」と回答しています。

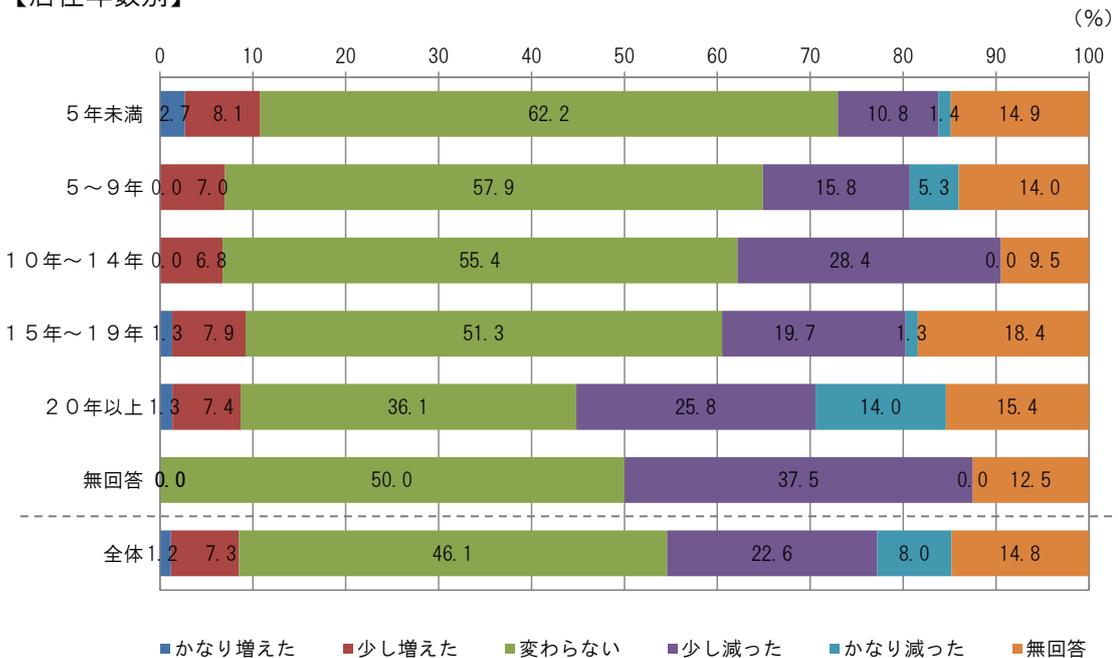
さらに、居住地域別にみると、緑の多い市域北側では減ったと感じている方が多く、緑の少ない市域南側では変わらないと感じている方が多くなっています。

特に、市内で最もみどり率が減少した「桜が丘」では、「かなり増えた(1.9%)」と感じている方がおり、必ずしも実際の緑の量と感じ方が一致していない状況にあります。

問 市内の緑の量について、ここ数年で変化していると感じていますか。

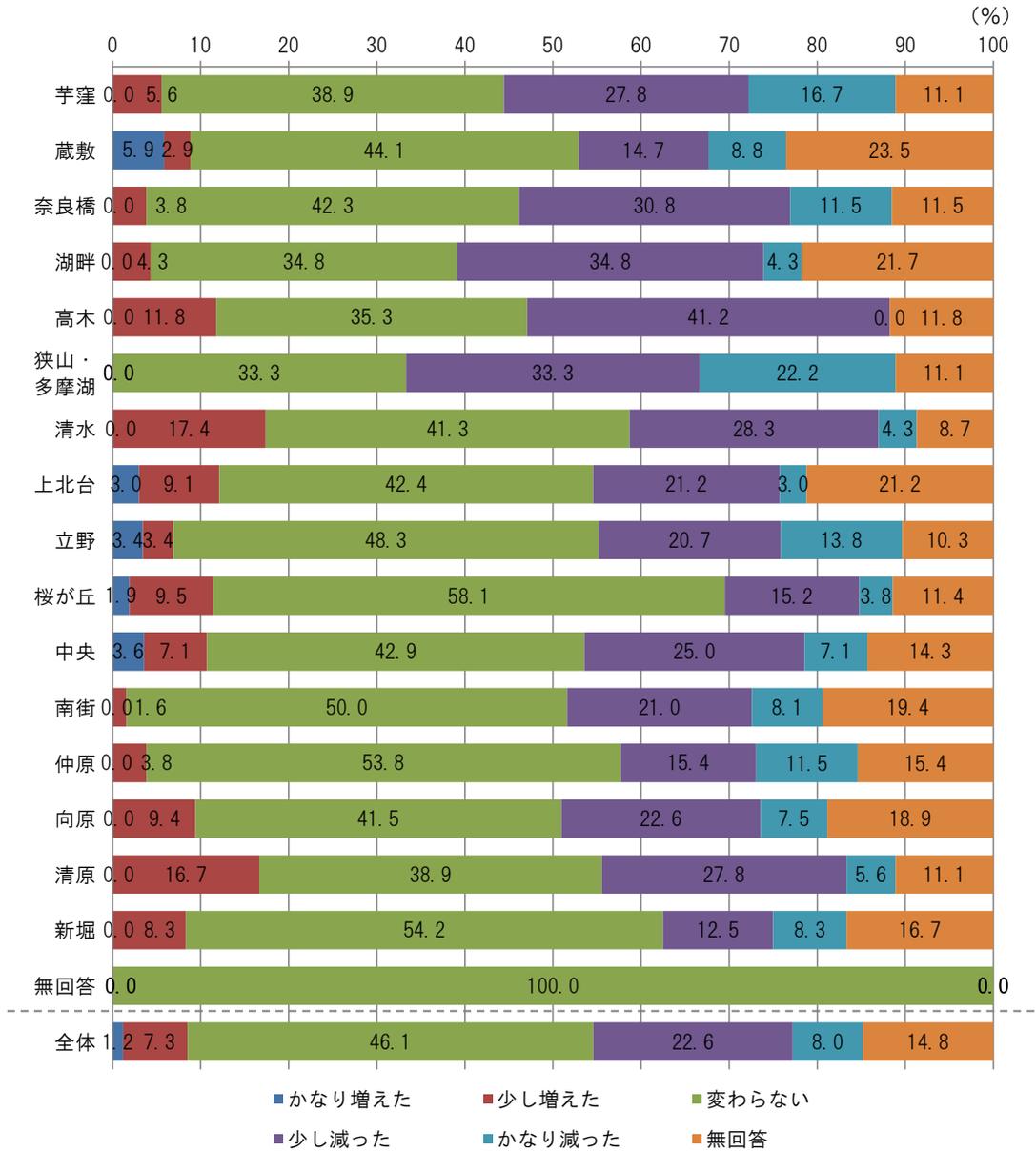


#### 【居住年数別】

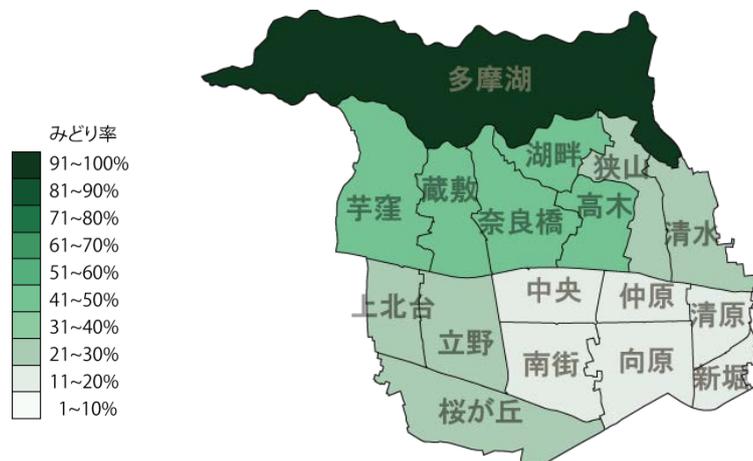


## 第5章 緑と水に関する市民の意識やニーズ

### 【居住地域別】



### 【参考：地域別のみどり率（平成 25 年）】

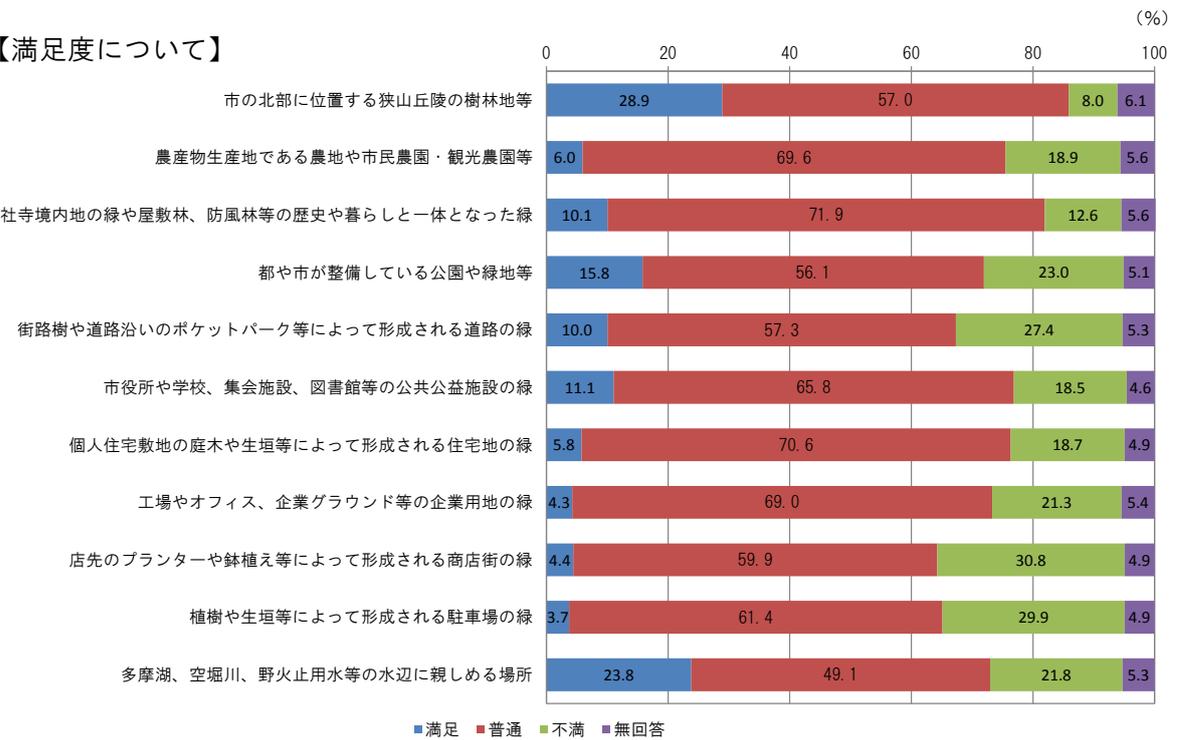
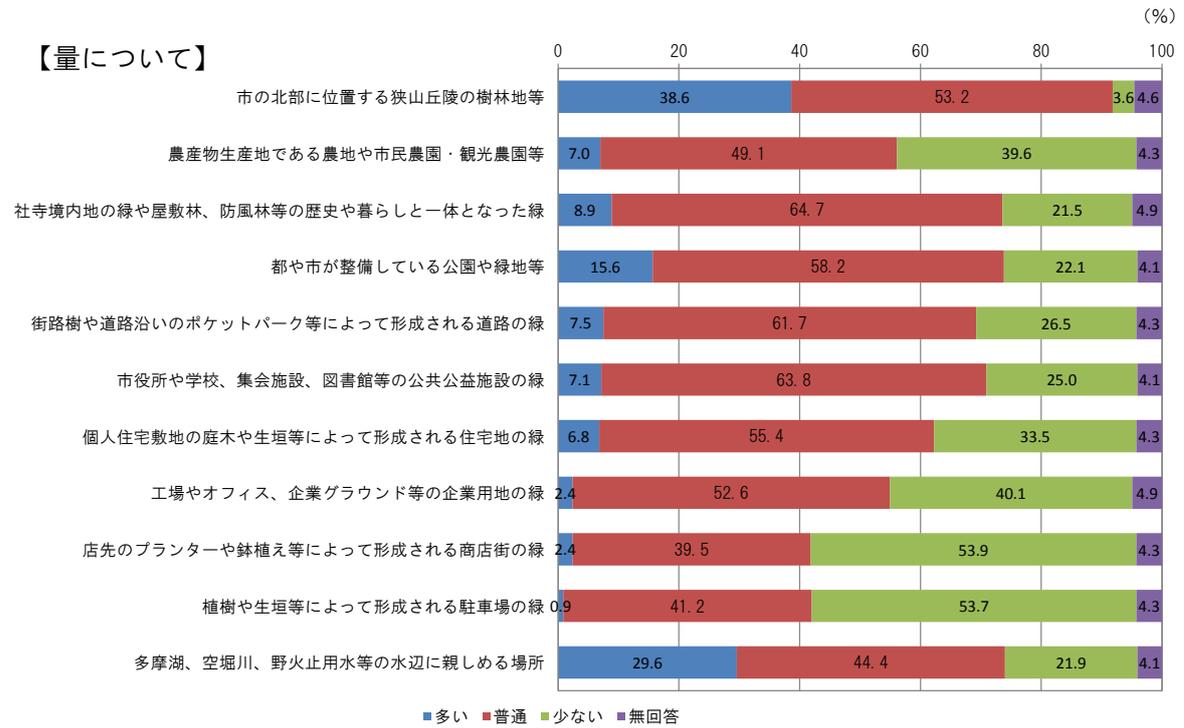


資料：東京都みどり率データを基に市独自集計を行ったものです

② 緑と水の質に対する満足度について

「市の北部に位置する狭山丘陵の樹林地等」、「多摩湖、空堀川、野火止用水等の水辺に親しめる場所」では、一定程度、量が確保されており、質の「満足」も得られていますが、その他の緑は、量も少なく、質についても「満足」に至っていません。  
 特に、「店先のプランターや鉢植えによって形成される商店街の緑」、「植樹や生け垣によって形成される駐車場の緑」が量質ともに「不足・不満」と感じる方が多いほか、農地や市民農園等が量的に「不足」していると感じている方が多くいます。

問 緑と水の現状について、量の多少や質（管理状況、景観形成の状況等）への満足度合をどのように感じていますか。

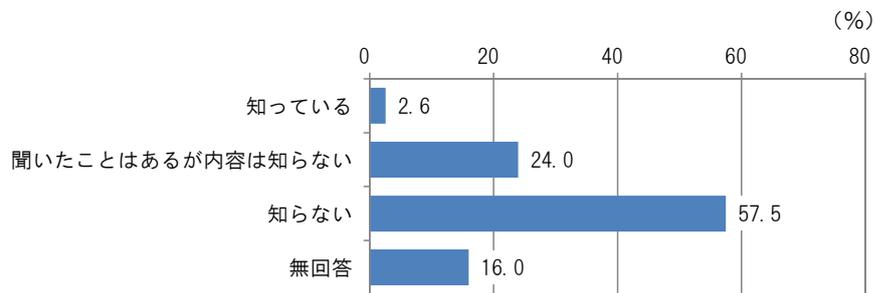


(2) 緑と水に関する取組みの認知度及び重要度について

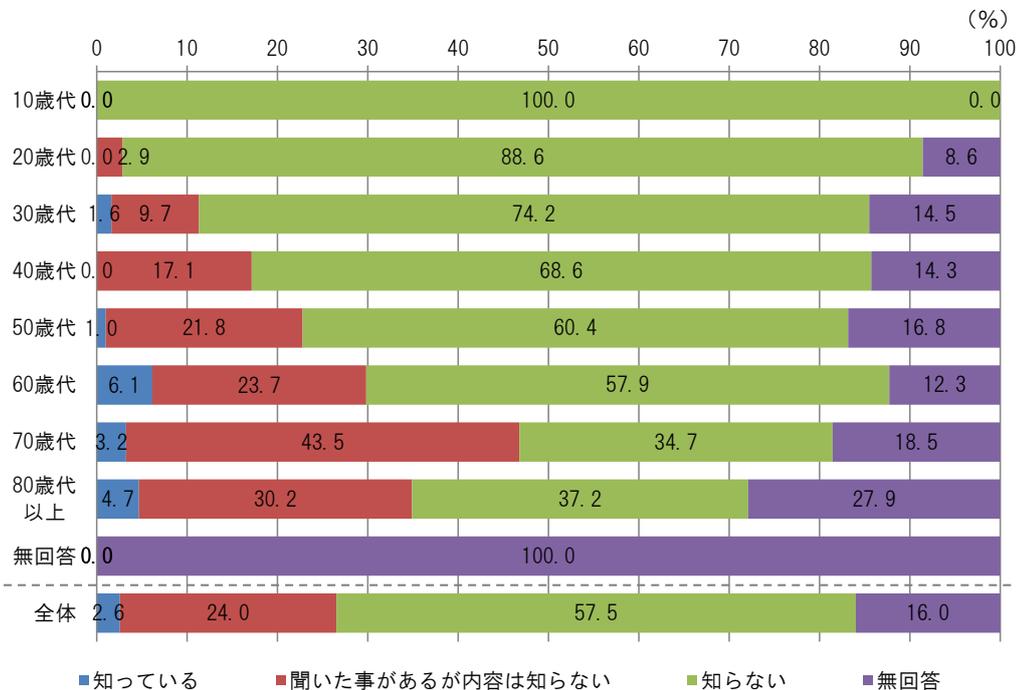
① 取組みの認知度について

市の緑施策のマスタープランである「緑の基本計画」について、内容も含めてご存知の方は5%に満たない状況にあります。  
 特に、若い世代ほど認知度が低い状況が伺えます。  
 市の緑と水の取組みの認知度について、概ね認知度が低い状況ですが、「水とふれあい、生き物と親しめる水辺の整備や河川の水質浄化、野火止用水のホタルの回復の取組み」では、およそ半数が「知っている(46.9%)」と回答しています。

問 東大和市の「緑の基本計画」を知っていますか。

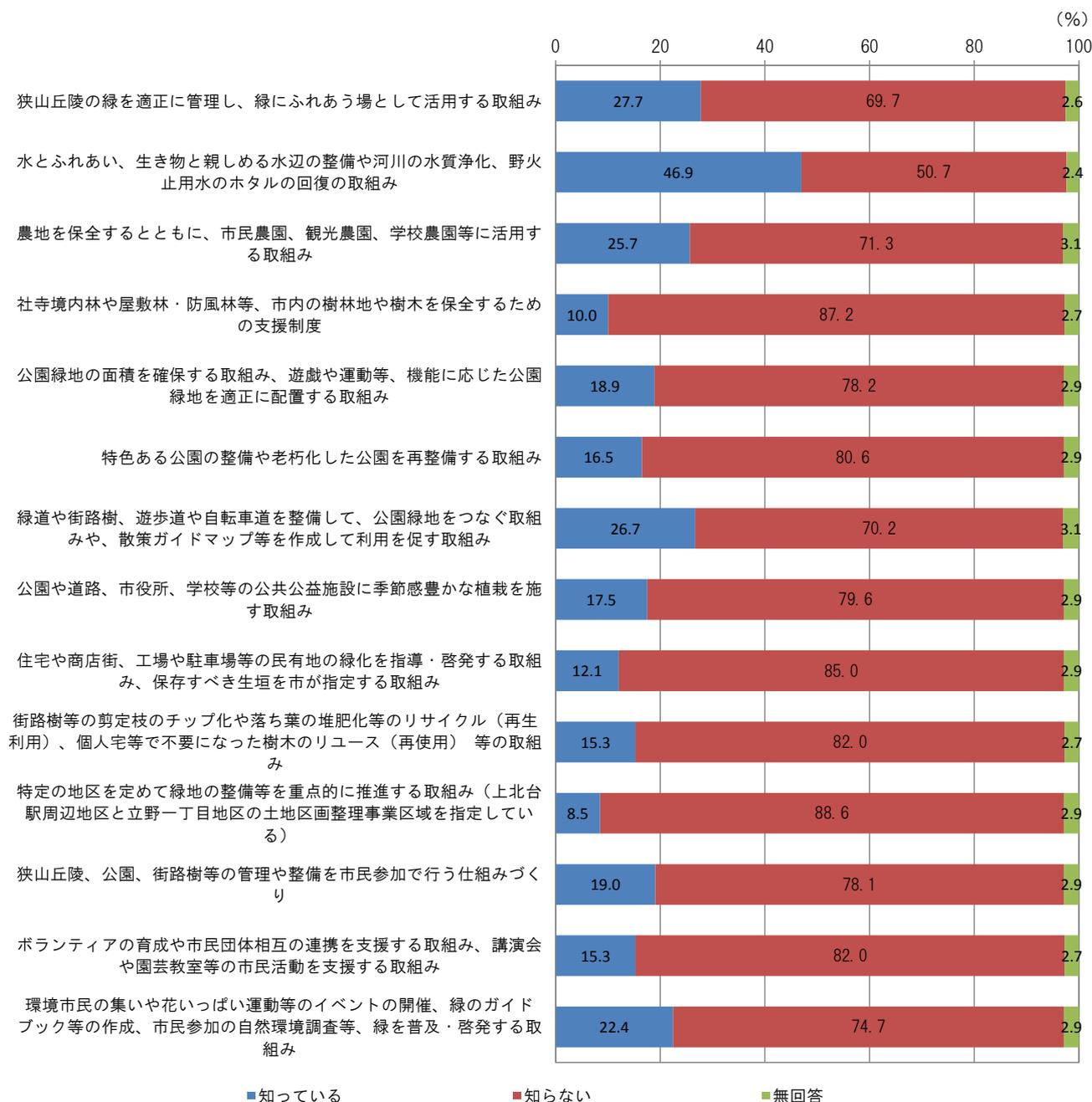


【年齢別】



## 第5章 緑と水に関する市民の意識やニーズ

問 緑と水の保全・活用や創出に関する下記の市の取組みを知っていますか。

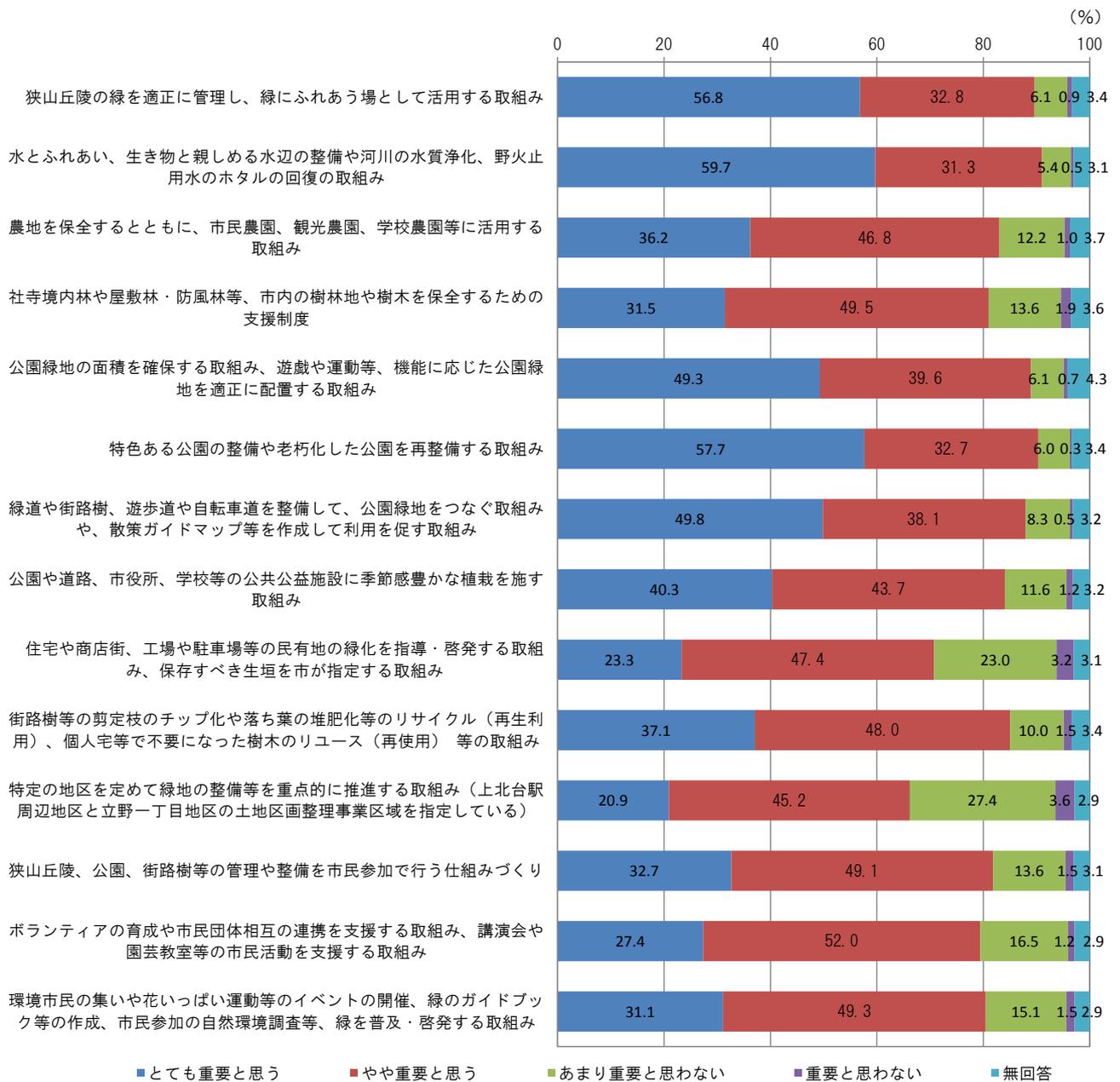


② 取組みの重要度について

半数以上の方が「とても重要と思う」と回答している取組みは「水とふれあい、生き物と親しめる水辺の整備や河川の水質浄化、野火止用水のホタルの回復の取組み」、「特色ある公園の整備や老朽化した公園を再整備する取組み」、「狭山丘陵の緑を適正に管理し、緑にふれあう場として活用する取組み」で、ともに「やや重要と思う」を合わせるとおよそ9割を占めます。

一方で、「あまり重要と思わない」、「重要と思わない」を合わせて3割を超えたのが、「特定の地区を定めて緑地の整備等を重点的に推進する取組み（上北台駅周辺地区と立野一丁目地区の土地区画整理事業区域を指定）」となっています。

問 緑と水の保全・活用や創出に関する下記の市の取組みの今後の重要度について、どのようにお考えですか。



(3) 今後の東大和市の緑と水の望ましい姿について

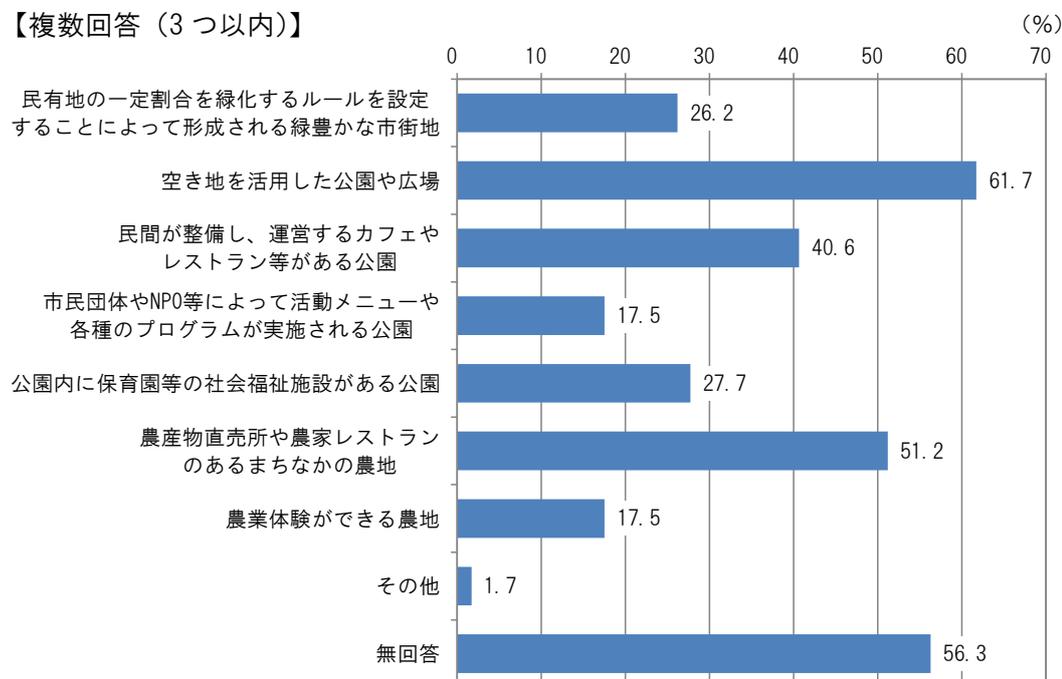
今後期待される緑と水の空間は、「空き地を活用した公園や広場（61.7%）」が最も多く、次いで「農産物直売所や農家レストランのあるまちなかの農地（51.2%）」、「民間が整備し、運営するカフェやレストラン等がある公園（40.6%）」と続いています。

また、年齢が高いほど「民有地の一定割合を緑化するルールを設定することによって形成される緑豊かな市街地」の回答が多い傾向があります。

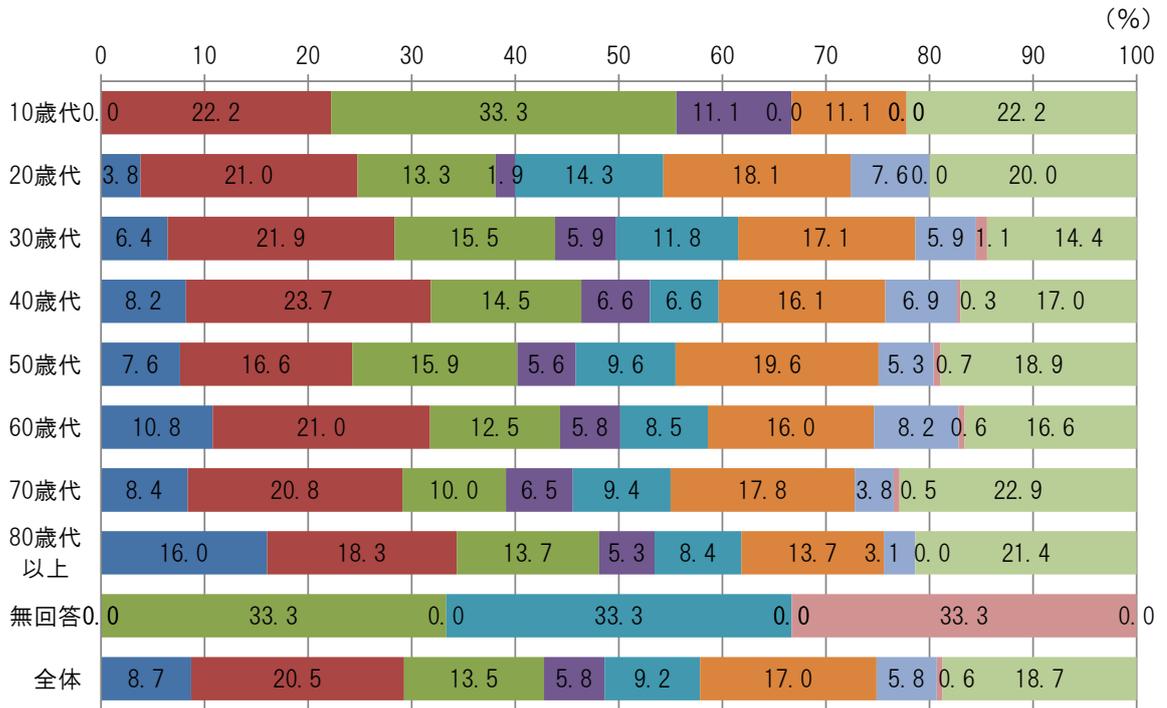
さらに、10歳代で「民間が整備し、運営するカフェやレストラン等がある公園（33.3%）」の回答が他の年代に比べて非常に多いほか、20～30歳代では「公園内に保育園等の社会福祉施設がある公園」の回答が他の年代と比べて多い状況がみられます。

問 今後、東大和市にどのような緑と水の空間がつけられることが望ましいとお考えですか。

【複数回答（3つ以内）】



【年齢別】



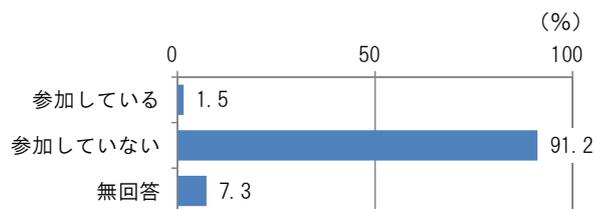
- 民有地の一定割合を緑化するルールを設定することによって形成される緑豊かな市街地
- 空き地を活用した公園や広場
- 民間が整備し、運営するカフェやレストラン等がある公園
- 市民団体やNPO等によって活動メニューや各種のプログラムが実施される公園
- 公園内に保育園等の社会福祉施設がある公園
- 農産物直売所や農家レストランのあるまちなかの農地
- 農業体験ができる農地
- その他
- 無回答

(4) 市民参加について

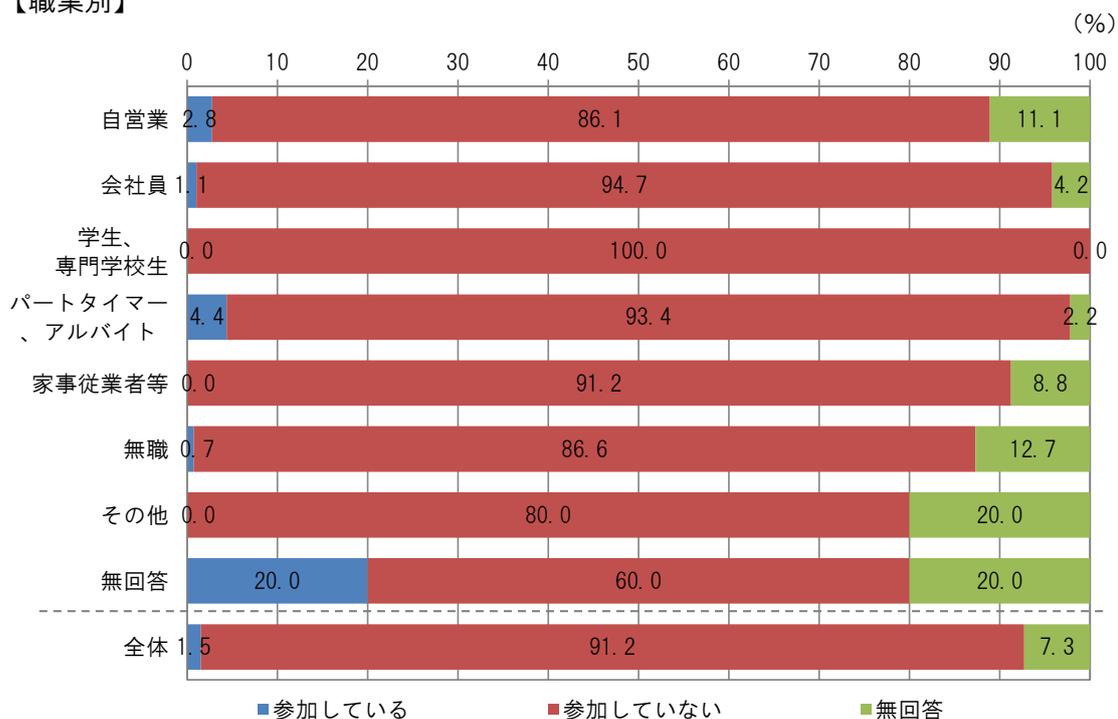
① 市民参加の実態について

緑と水に関するボランティア活動については、約9割の方が参加していない状況で、職業別にみると、「パートタイマー、アルバイト」と「自営業」の方が他の職業の方に比べてわずかに多くなっています。

問 現在、緑と水に関するボランティア活動に参加されていますか。



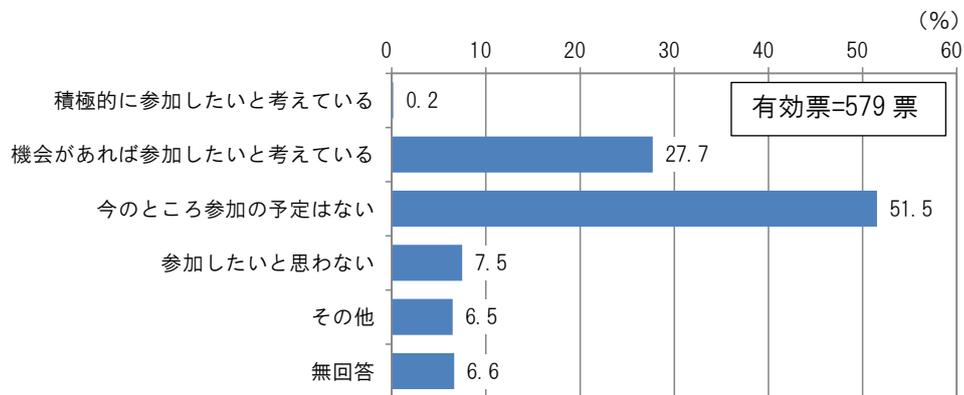
【職業別】



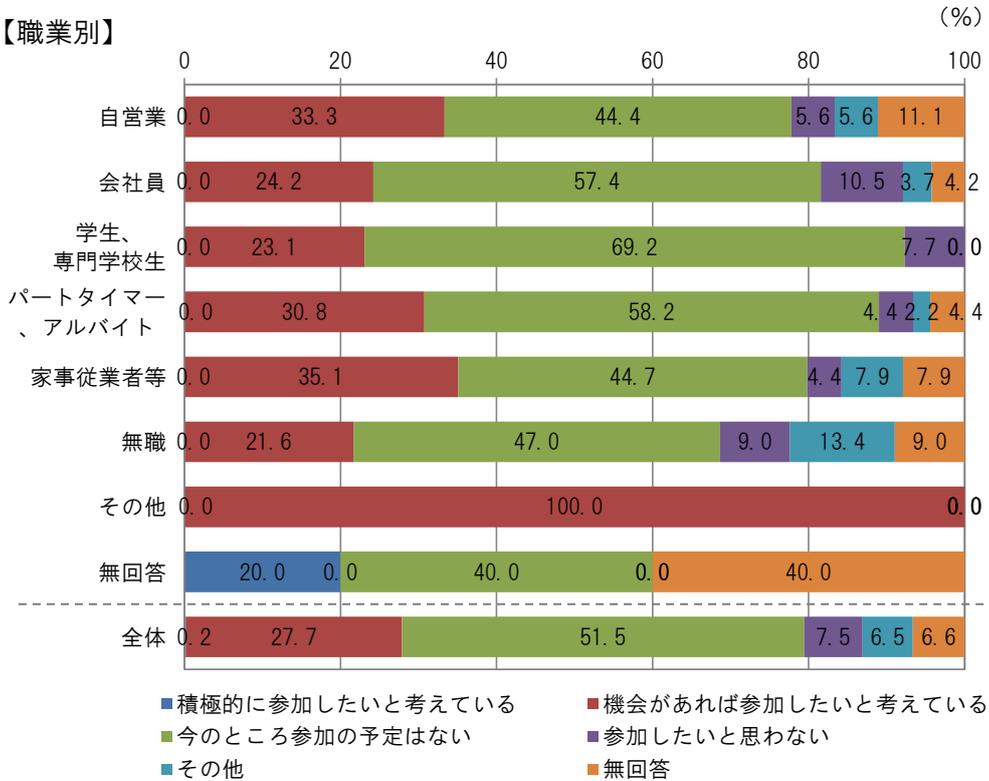
② 市民参加意向について

市民参加について、「今のところ参加の予定は無い」方が半数以上を占める一方、約3割の方が「機会があれば参加したいと考えている」と回答しています。  
 職業別では、既に活動に参加している「パートタイマー、アルバイト」、「自営業」で3割以上が「機会があれば参加したいと考えている」と回答しているほか、現在活動に参加していない「家事従業者」の35.1%が「機会があれば参加したいと考えている」と回答しており、他の職業の方に比べて高い参加意向を示しています。

問 現在「参加していない」方について、今後、緑と水に関するボランティア活動に参加したいとお考えですか。



【職業別】



## 第5章 緑と水に関する市民の意識やニーズ

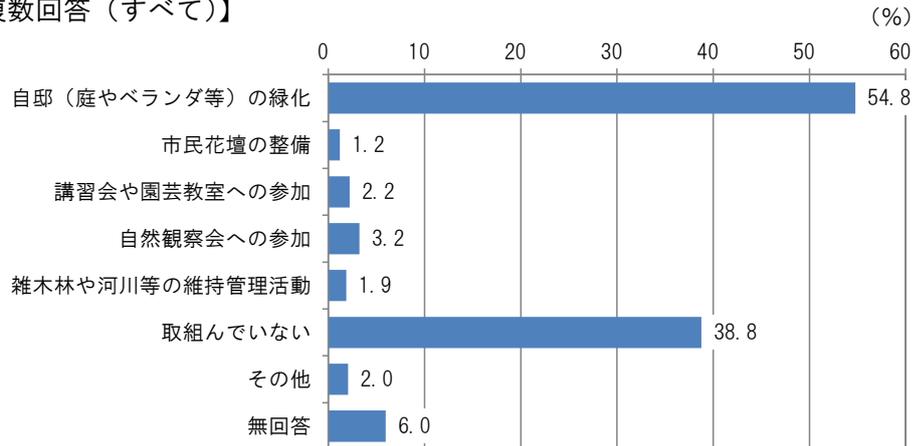
### ③ 自身の取組み実態について

現状、約半数の方が「自邸の緑化」に取り組んでいますが、それ以外の取組みについては、すべて合わせても1割程度の状況にあります。

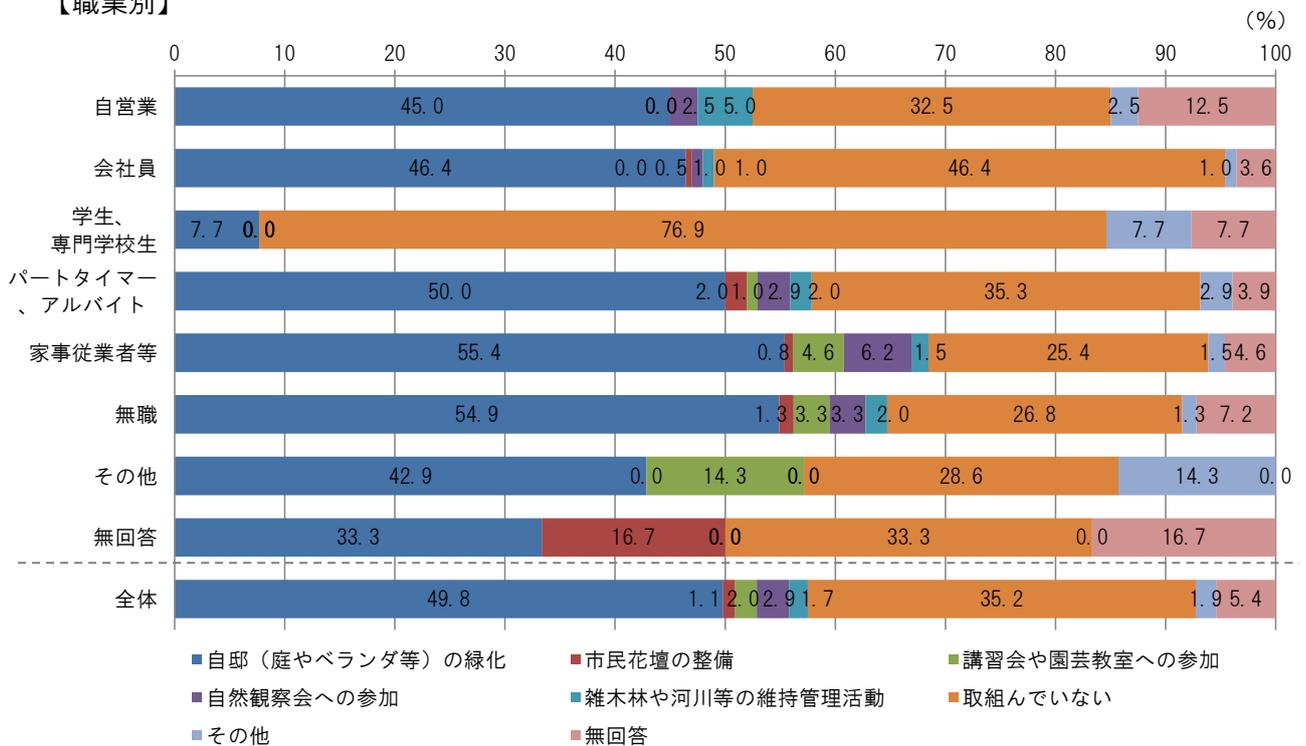
職業別にみると、「講習会や園芸教室への参加」が「自営業」「会社員」「学年、専門学校生」でまったくみられない状況にあります。

問 ご自身で緑と水を守り、育むために取り組んでいることはありますか。

【複数回答（すべて）】



【職業別】

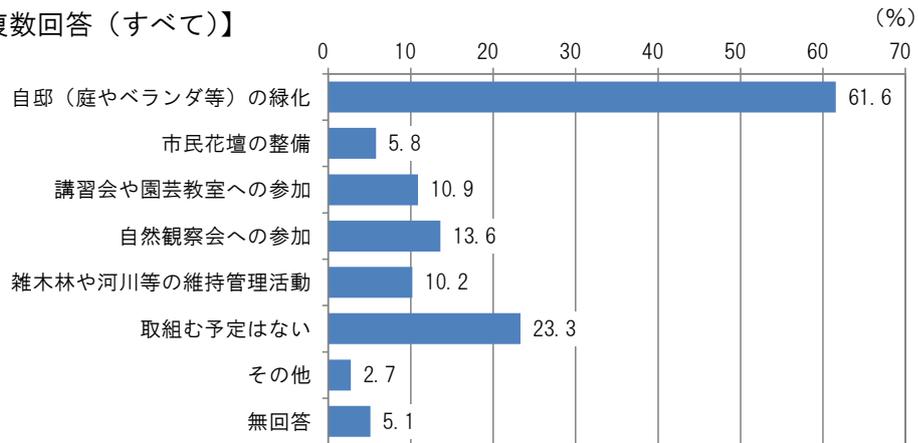


④ 自身の取組み意向について

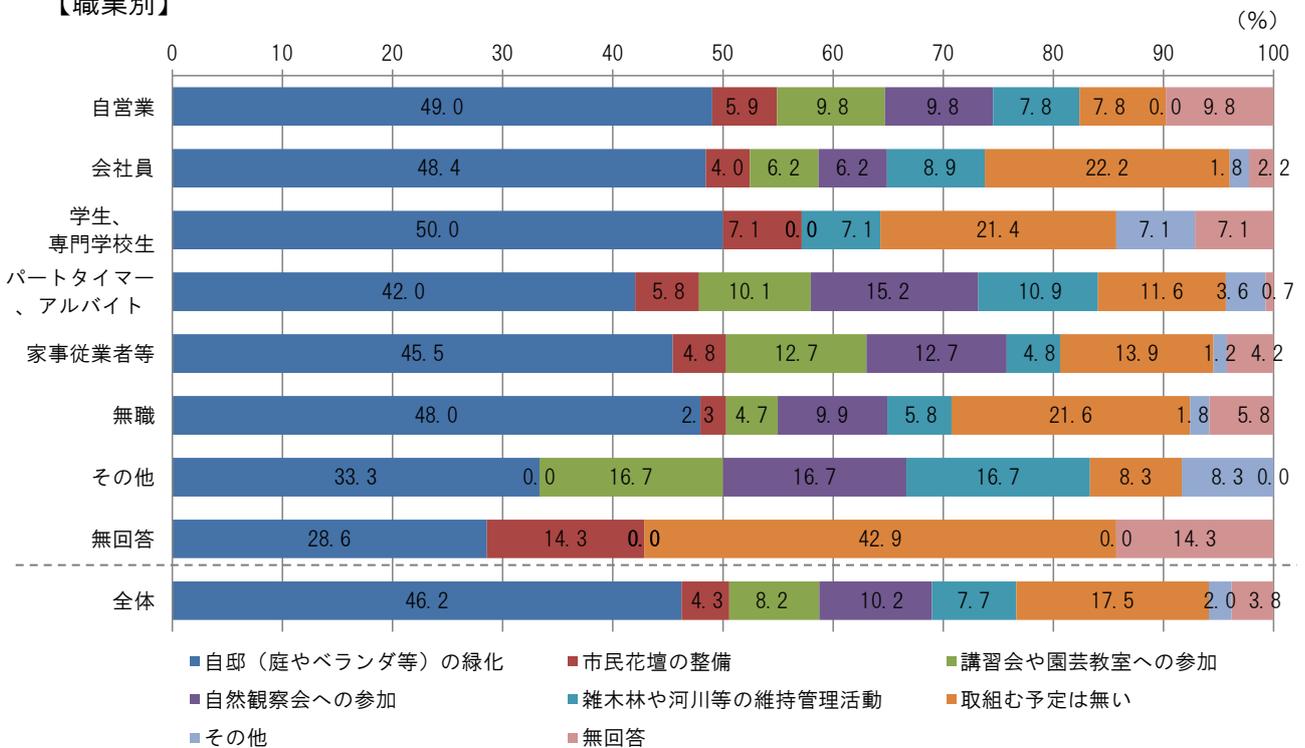
今後の参加意向では、取組み実態と同様に「自邸の緑化（61.6%）」が最も多い状況ですが、「自然観察会への参加（13.6%）」、「講習会や園芸教室への参加（10.9%）」、「雑木林や河川等の維持管理活動（10.2%）」などにも一定のニーズが見られます。  
 特に、「家事従業者」、「パートタイム、アルバイト」の方が、他の職業に比べ「自然観察会への参加」、「講習会や園芸教室への参加」の回答が多くなっています。

問 ご自身で緑と水を守り、育むために今後、取組みたい、もしくは継続して取組みたいとお考えのことはありますか。

【複数回答（すべて）】



【職業別】



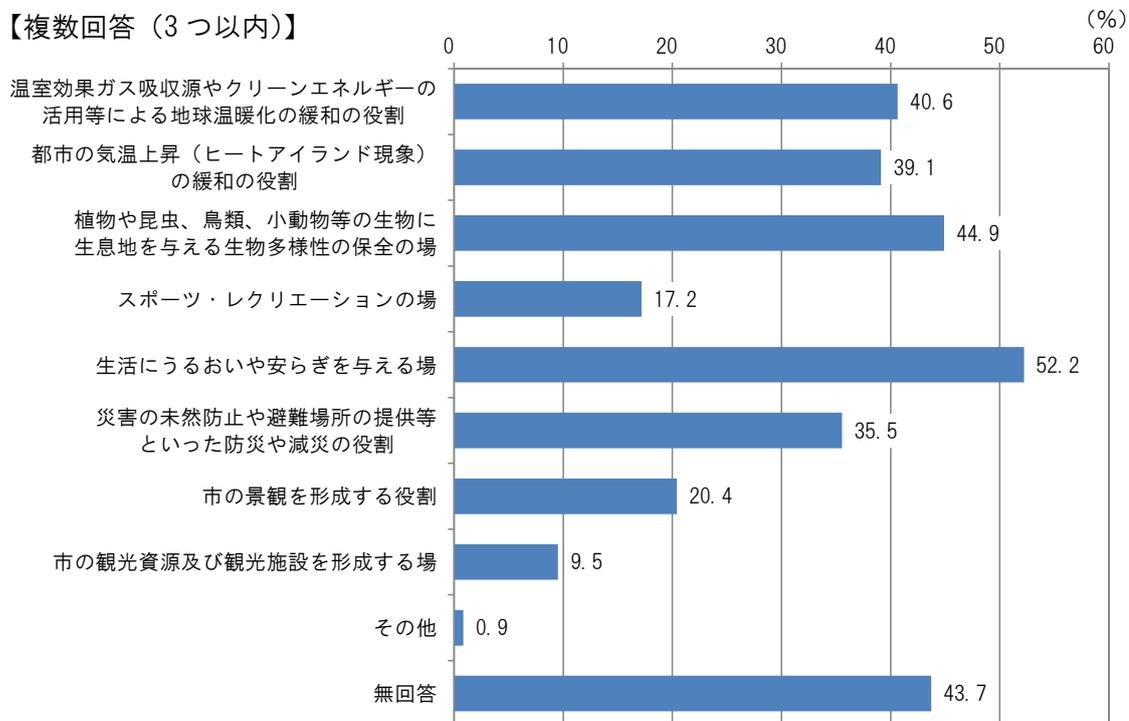
(5) 緑と水に期待する役割について

緑と水に期待する役割としては、「生活にうるおいや安らぎを与える場」が最も多く半数以上の方が選択しています。それに続いて「生物多様性保全の場（44.9%）」、「地球温暖化の緩和の役割（40.6%）」、「都市の気温上昇の緩和の役割（39.1%）」、「防災や減災の役割（35.5%）」となっています。

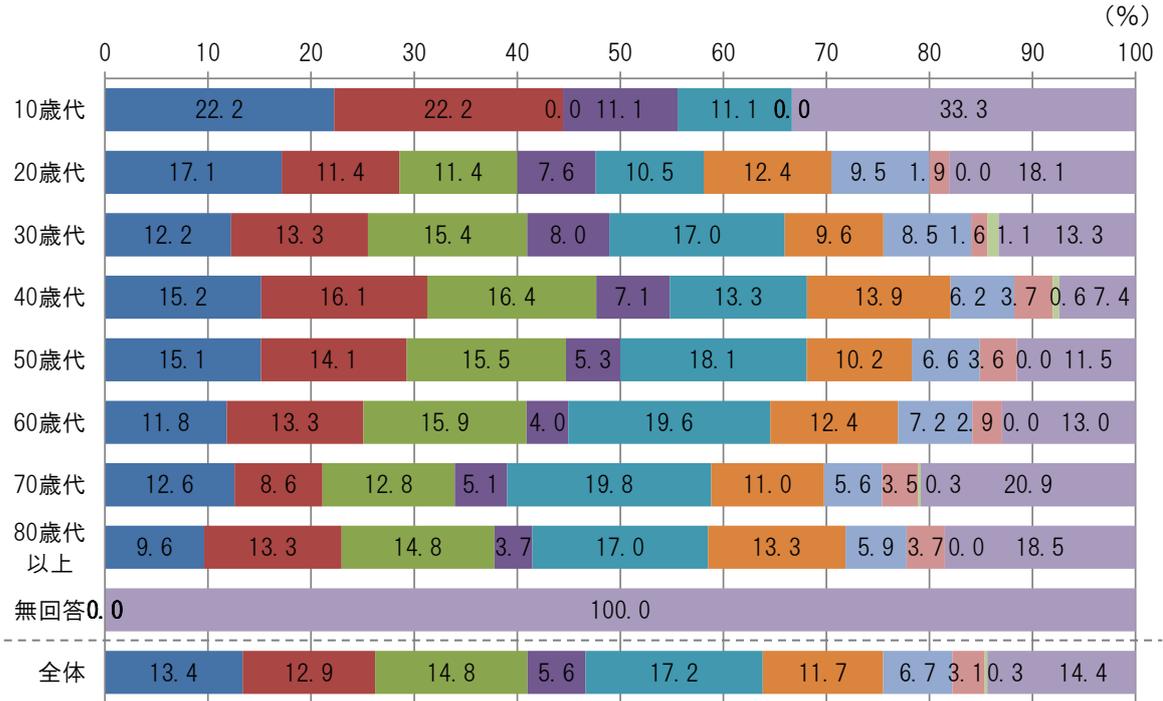
その一方で、「観光資源及び観光施設を形成する場（9.5%）」、「スポーツ・レクリエーションの場（17.2%）」は、比較的少なくなっています。

また、年齢別では、年齢が低い方ほど「スポーツ・レクリエーションの場」と回答した方が他の年齢の比べて多く、「生物多様性の保全の場」と回答した方が他の年齢の比べて少ない傾向がみられます。

問 今後、緑と水にどのような役割を期待していますか。



【年齢別】



- 温室効果ガス吸収源やクリーンエネルギーの活用等による地球温暖化の緩和の役割
- 都市の気温上昇（ヒートアイランド現象）の緩和の役割
- 植物や昆虫、鳥類、小動物等の生物に生息地を与える生物多様性の保全の場
- スポーツ・レクリエーションの場
- 生活にうるおいや安らぎを与える場
- 災害の未然防止や避難場所の提供等といった防災や減災の役割
- 市の景観を形成する役割
- 市の観光資源及び観光施設を形成する場
- その他
- 無回答

(6) その他意見について

自由意見で多く寄せられた意見は、「狭山丘陵及び多摩湖の保全・活用」、「公園及び河川の整備」、「道路及び公園の維持管理」に関するもので、それぞれ以下のような内容となっています。

そのほか、「活動への参加ニーズ」、「狭山丘陵や公園のゴミ問題」、「積極的な情報発信(PR)」、「費用対効果を踏まえた取組み」などに複数の意見が寄せられています。

■狭山丘陵及び多摩湖の保全・活用

狭山丘陵や多摩湖の豊かな緑と水の資源を後世に引き継ぐとともに、これらの資源を緑と水に触れあえる場として有効活用してほしいという意見が多数見られます。また、狭山丘陵や多摩湖は市を代表する資源です。利用環境の整備や情報発信等の面で十分に活用されていないという意見も見られます。

■公園及び河川の整備

公園に対して、カフェ等の収益施設、親水施設、四季を感じられる植栽、子供の利用できる施設などを求める意見が多数見られます。また、東大和南公園が良いという評価も見られます。

河川に対して、空堀川の整備が進んでいるとの意見がある一方で、親水空間や憩い空間の整備など、更なる利用環境の向上を求める意見が多数見られます。また、河川の水質向上や氾濫抑制を求める意見も見られます。

■道路及び公園の維持管理

道路に対して、強剪定されている街路樹や落ち葉処理の負担など維持管理のことも考えて緑化をしてほしいという意見が多数見られます。また、剪定や除草、老木の更新など維持管理が十分になされているという意見も見られます。

公園に対して、植栽や遊具をはじめとした公園施設の維持管理が十分になされていないという意見が多数見られます。また、整備しても利用されていない(できない)施設や植栽しても強剪定してしまう状況では公園の意味がないとの意見も見られます。

### 3. 東大和市緑の基本計画改定懇談会の概要

東大和市緑の基本計画の改定に当たり、有識者、関係機関、市民等の意見を反映させるために、東大和市緑の基本計画改定懇談会を設置しています。懇談会の構成委員及び開催の概要は下記のとおりです。

#### 【東大和市緑の基本計画改定懇談会委員名簿】

選出区分	氏名	所属等
学識経験者	金子 忠一	東京農業大学地域環境科学部教授
関係機関及び関係団体	竹内 高広	東京都環境局多摩環境事務所 自然環境課長
	中尾 信行	東京都建設局西部公園緑地事務所工事課長
	宮崎 晃	東京みどり農業協同組合役員
	柳田 恭彦	森永乳業株式会社東京多摩工場長
市と協働している団体及び個人	岩田 洋	東大和市狭山緑地雑木林の会
	小倉 安洋	緑のボランティア
公募による市民	磯脇 桃子	
	杉本 はるみ	
	山崎 喜美子	

#### 【東大和市緑の基本計画改定懇談会 開催概要】

開催回数	開催日	議事概要
第1回	平成29年11月15日	(1) 東大和市緑の基本計画の改定について ①緑の基本計画の概要について ②東大和市緑の基本計画の改定の概要 ③東大和市の緑の現状 (2) 東大和市緑に関する市民アンケート(案)について (3) 今後のスケジュール及び現行計画の施策進捗状況の把握・調査等
第2回	平成30年2月19日(予定)	(1) 緑と水の現況(報告) ①東大和市の緑と水の現況 ②施策の取組み状況 ③市民アンケート調査結果 (2) 緑と水の課題の整理 (3) 改定の方向性 ①緑と水の将来像 ②取組み方針 ③指標及び目標値

## 4. 懇談会の意見から見た緑と水

### (1) 緑と水の役割について

#### 【意見概要】

- (1) 現行の計画には生物多様性という言葉がほとんど出てきていないので、今回の改定でどのように反映していくかがポイントになってくる。
- (2) 草地の生き物等が全国的に減少しており、草地の減少が問題になっているので検討できたら良い。
- (3) 地球温暖化について、エネルギーの地産地消を東大和市でも市民協働で取り組む必要がある。NPO法人東大和エネルギーの会があり、ぜひ、積極的に温暖化対策についても進めてほしい。
- (4) 今の子供たちが東大和を感じる風景として緑や水、川等があり、子供たちの生活圏の緑は大切にしなければいけない。原風景を感じて、東大和に戻りたいと思うような風景として緑と水は大切にしていきたいと考えている。
- (5) 観光まちづくりについて、どのように緑の基本計画とすり合わせていくのか、市民が理解すること、市外の人にも理解していただいて市を訪れてもらうことが大切である。観光という側面からも緑の基本計画を考えていくべきだと感じている。

### (2) 今後の緑地確保について

#### 【意見概要】

- (1) 人がいなくなってしまうと市の活力も落ちてしまうので、市でどのように人口流出を抑制するか、緑地をどのように増やすのか、両者のバランスも考えなければならない。緑地の多い場所、都市生活をする場所というのをある程度決め、市全体の目標値を確保していくことが望ましいのではないかな。
- (2) 狭山丘陵の緑、市街地の中の緑、公園に関係する緑など、緑について幅広く捉えなければならない。

### (3) 連携した取組みについて

#### 【意見概要】

- (1) 緑のボランティアの制度を中心に様々な実施主体を含んだかたちで、緑と花について取り組んでいけると良い。
- (2) 狭山丘陵の保全について、東大和市だけでなく、狭山丘陵の関わる6市町が一体となって活用するといった視点もあったら面白い。

### (4) 樹林地の管理について

#### 【意見概要】

- (1) 雑木林について、単に保全するのではなく、活用して楽しみながら保全をするという循環、繋がりを提案ができれば良い。現行の計画では、緑のリサイクルという言葉が入っているが、保全とは切り離されているので、リンクできると良い。
- (2) 適切な管理がなされた二次林のような樹林は、生物多様性からいうと多様性が豊かになるので、伐採を行い、萌芽更新を行っていきける雑木林を目指していきたい。
- (3) 伐採した材の活用について、雑木林では、炭焼きに利用し、余ったものは薪ストーブに使用している。薪ストーブも広がりつつあり、団体に声をかけると遠方からも薪を取りに来てくれる。雑木林に手を加えずに残すことは、狭い場所では難しい。

(5) 農地の活用について

【意見概要】

- (1) 農地の中には所有者の協力によって、災害時の避難場所に登録、食材を提供できる協定等を結んでいるが、災害時の場合どのように点在しているのかが大事になってくる。
- (2) 農地を持っていないが、農地を借りてトラクターを使って何か生産したいという人もいる。あまり使われていない農地を活用して活性化していければ良いのではないかな。

(6) 水辺環境の整備・保全について

【意見概要】

- (1) 「緑と水のネットワーク」がキーワードになってくる。用水を含め小さな河川についても考えてほしい。
- (2) 空堀川、奈良橋川の一級河川は、市と都でうまく調整をし、市民の声が反映されるようにお願いしたい。空堀川の西側についても、これから整備する部分が残っているので、整備のあり方について市民の声が反映されるようにお願いしたい。

